



七篇三類 電氣用品試驗規則

鐵盤、孔器用 キール、ラツ チエツト	普通試驗	各部ノ構造、寸法、 備作等ヲ檢ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	三五〇〇 一七五〇
--------------------------	------	---------------------	--------------------------	--------------

第二號表 電氣標準器、光度標準器、電氣測定器及磁氣測定器

- 一、同一型式及測定範圍ヲ有スル標準器又ハ測定器ヲ多數同時ニ提出シ同一ノ試験ヲ依頼スルトキハ内五箇ニ對スル手数料ハ本表ニ依リ殘部ニ對スル手数料ハ本表ノ金額ノ八割トス
- 二、同一測定器ノ試験ヲ直流及交流ニテ依頼スル場合又ハ二種ノ電壓若ハ周波數ニテ依頼スル場合ノ手数料ハ本表ノ金額ノ五割増トス
- 三、同一測定器ノ試験ヲ數種ノ測定範圍ニ就キテ依頼スル場合ニ在リテハ其ノ最大測定範圍ニ對スル手数料ハ本表ニ依リ其ノ他ノ測定範圍ニ對スル手数料ハ本表ノ金額ノ五割トス
- 四、第二項及第三項ノ規定ハ普通試験ニノミ適用スルモノトス
- 五、明治四十四年勅令第二百九十六號第三條ニ依リ型式承認ヲ經タル電氣計器ハ本令第四條ニ依ル型式ノ證明ヲ經タルモノト同一ニ取扱フ

試驗品ノ種類	試驗ノ種類	試驗事項	數量	手數	料	試驗品提出量	備考
一、電氣標準器	(一) 型式試驗	室内溫度ニ於ケル抵抗ヲ測定シ且其ノ構造ヲ檢ス	一件ニ付		三〇〇〇〇五箇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(二) 追加型式試驗	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一件ニ付		二七五〇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(三) 普通試驗	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一箇ニ付		二五〇〇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(四) 溫度係數試驗	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一箇ニ付	七五〇〇	八二五〇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(一) 型式試驗		一件ニ付		三〇〇〇〇五箇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(二) 追加型式試驗		一件ニ付		二七五〇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(三) 普通試驗		一箇ニ付		二五〇〇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(四) 溫度係數試驗		一箇ニ付	七五〇〇	八二五〇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ
	(五) 起電力試驗		一箇ニ付	二〇〇〇	二二〇〇		變更極メテ微細ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徵セ

甲、標準金屬線 抵抗器	乙、標準電池	丙、標準周波數 發生裝置 (其ノ他ノ標準器)	二、光度標準器	三、電氣測定器
(一) 型式試驗	(一) 普通試驗	(一) 普通試驗	(一) 普通試驗	(一) 普通試驗
(二) 追加型式試驗	(二) 追加型式試驗	(二) 追加型式試驗	(二) 追加型式試驗	(二) 追加型式試驗
(三) 普通試驗	(三) 普通試驗	(三) 普通試驗	(三) 普通試驗	(三) 普通試驗
(四) 溫度係數試驗	(四) 溫度係數試驗	(四) 溫度係數試驗	(四) 溫度係數試驗	(四) 溫度係數試驗
(五) 起電力試驗	(五) 起電力試驗	(五) 起電力試驗	(五) 起電力試驗	(五) 起電力試驗
試驗事項	試驗事項	試驗事項	試驗事項	試驗事項
數量	數量	數量	數量	數量
手數	手數	手數	手數	手數
料	料	料	料	料
試驗品提出量	試驗品提出量	試驗品提出量	試驗品提出量	試驗品提出量
備考	備考	備考	備考	備考

七篇三類 電氣用品試驗規則







丙、抵抗箱、 抵抗器、 抵抗比		丁、電位差計	
(一) 普通試験	各部分ノ抵抗ヲ測定シ且其ノ構造ヲ検査スハ普通級ニ在リテハ二點ニ於テ試験ス	(一) 普通試験	各端子ニ於テ電圧比較正試験ヲ行フ
試験點一點ニ付 二點以上ハ一點ヲ増ス 每ニ 十一點以上ハ一點ヲ増ス		試験點一點ニ付 二點以上ハ一點ヲ増ス 每ニ 十一點以上ハ一點ヲ増ス	
七五〇	普通級ノ手數料ノ二倍	七五〇	普通級ノ手數料ノ二倍
一五〇	(一)ノ手數料ト同額	一五〇	直流用ノモノノ手數料ノ二倍
一五〇	出張所ハ普通試験ヲ行フ範圍ニ限ス	一五〇	

丁、分壓器	
(一) 普通試験	各端子ニ於テ電圧比較正試験ヲ行フ
試験點一點ニ付 二點以上ハ一點ヲ増ス 每ニ 十一點以上ハ一點ヲ増ス	
一五〇	普通級ノ手數料ノ二倍
三〇〇	直流用ノモノノ手數料ノ二倍
一五〇	(一)ノ手數料ト同額

丁、分壓器	
(一) 型式試験	依頼者ノ指定スル點ノ校正試験ヲ行フ
一件ニ付	
三〇〇	普通級ノ手數料ノ二倍
二〇〇	直流用ノモノノ手數料ノ二倍
三〇〇	(一)ノ手數料ト同額

丁、分壓器	
(二) 追加型式試験	
一件ニ付	
一〇〇〇	
一〇〇〇	
一〇〇	

變更時ニテ必要ナル場合ニシテ本手數料ヲ徴セ



甲、磁束計指定點校正試驗	★突、計器用變壓器		四、磁氣測定器
	(一) 普通試驗	(二) 指定點校正試驗	
依頼者ノ指定スル點ニ依リテ行フ	依頼者ノ指定スル點ニ依リテ行フ	依頼者ノ指定スル點ニ依リテ行フ	依頼者ノ指定スル點ニ依リテ行フ
試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付
二點以上ハ一點ヲ増ス	二點以上ハ一點ヲ増ス	二點以上ハ一點ヲ増ス	二點以上ハ一點ヲ増ス
甲ノ一 (三) 普	甲ノ一 (三) 普	甲ノ一 (三) 普	甲ノ一 (三) 普
通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

乙、耐久磁石

(一) 溫度係數試驗	室內溫度ニ於ケル溫度係數ヲ測定スル	一箇ニ付	七五〇〇
(二) 減磁試驗	熱的機械的磁氣的減磁試驗ヲ行フ	一箇ニ付	一五〇〇〇

第三號表 電球及其ノ附屬器具

試驗品ノ種類	試驗ノ種類	試驗事項	試驗數量		試驗料	提出數量	備考
			數	手數			
(一) 品位試驗	(一) 品位試驗	平均水平光度、電力消費量ヲ測定シ構造ヲ檢ス	一件ニ付	二〇〇〇	八〇〇〇〇	二十箇	變更極メテ輕微ニシテ試驗ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セス
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇〇	五〇〇〇〇	二十箇	
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
(二) 追加品位試驗	(二) 追加品位試驗	平均水平光度、電力消費量ヲ測定シ構造ヲ檢ス	一件ニ付	二〇〇〇	八〇〇〇〇	二十箇	變更極メテ輕微ニシテ試驗ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セス
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇〇	五〇〇〇〇	二十箇	
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
(三) 普通試驗	(三) 普通試驗	平均水平光度、電力消費量ヲ測定シ構造ヲ檢ス	一件ニ付	二〇〇〇	八〇〇〇〇	二十箇	變更極メテ輕微ニシテ試驗ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セス
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇〇	五〇〇〇〇	二十箇	
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
(四) 各項試驗	(四) 各項試驗	平均水平光度、電力消費量ヲ測定シ構造ヲ檢ス	一件ニ付	二〇〇〇	八〇〇〇〇	二十箇	變更極メテ輕微ニシテ試驗ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セス
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇〇	五〇〇〇〇	二十箇	
			五箇以下	二〇〇〇	二五〇〇〇	二十箇	
(イ) 配光	(イ) 配光	水平又ハ垂直面ニ於ケル配光曲線ヲ測定ス	一配光曲線ニ付	九〇〇〇	六〇〇〇〇		變更極メテ輕微ニシテ試驗ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セス
			百ワット以下一箇ニ付	九〇〇〇	六〇〇〇〇		
			五百ワット以下一箇ニ付	一三〇〇〇	一五〇〇〇〇		
			千ワット以下一箇ニ付	一八〇〇〇	二〇〇〇〇〇		
(ロ) 平均球面光度又ハ全光束	(ロ) 平均球面光度又ハ全光束	球形光度計ヲ用ヒテ測定スルモノ	一箇ニ付	二〇〇〇	二五〇〇〇		變更極メテ輕微ニシテ試驗ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セス
			千ワット以下一箇ニ付	二〇〇〇	二五〇〇〇		
			千ワット以上一箇ニ付	二〇〇〇	二五〇〇〇		
			千ワット以上一箇ニ付	二〇〇〇	二五〇〇〇		



試驗品ノ種類	試驗ノ種別	試驗事項	數量	手數	材料	提出品	備考
一、白熱電球	(ハ)、定格電壓壽命 (百ワット以下ノモトニ限ル)	千時間ノ試験ヲ爲ス 場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	前記手數料ノ 五割	前記手數料ノ 五割		
		五百時間ノ試験ヲ爲ス 場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	九〇〇〇	一〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	二〇〇〇	二二〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	三〇〇〇	三〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	五〇〇〇	五〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	七〇〇〇	七〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	六〇〇〇	六〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	四〇〇〇	四〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	三〇〇〇	三〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	二五〇〇	二五〇〇〇		
(ニ)、過電壓壽命 (百ワット以下ノモトニ限ル)	(ハ)、定格電壓壽命 (百ワット以下ノモトニ限ル)	十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	前記手數料ノ 五割	前記手數料ノ 五割		
		二十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	九〇〇〇	一〇〇〇〇		
		三十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	二〇〇〇	二二〇〇〇		
		四十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	三〇〇〇	三〇〇〇〇		
		五十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	五〇〇〇	五〇〇〇〇		
		六十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	七〇〇〇	七〇〇〇〇		
		七十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	六〇〇〇	六〇〇〇〇		
		八十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	四〇〇〇	四〇〇〇〇		
		九十%ノ過電壓ヲ加ヘ 行フ場合 普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	三〇〇〇	三〇〇〇〇		
		普通試験ヲ行フ	二箇以上ハ一箇ヲ増ス 毎ニ	二五〇〇	二五〇〇〇		

試驗品ノ種類	試驗ノ種別	試驗事項	數量	手數	材料	提出品	備考
二、前照燈照度測定	(ハ)、特 性	電壓、電力消費量及 平均水平又ハ平均球 面光度相互ノ關係ヲ 試驗ス (百ワット) 以下ノ モノニ限ル)	一 試驗電壓ニ付			一 〇〇〇	
		添付電球ヲ定格電壓 合流ニテ點燈セル場 上ノ照度ヲ測定ス	添付電球百「ワット」 以下ノ場合			一 〇〇〇	
		添付電球五百「ワツ ト」以下ノ場合				一 五〇〇	
		添付電球千「ワット」 以下ノ場合				二 〇〇〇	
		添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合				二 五〇〇	
		添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合				二 五〇〇	
		添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合				二 五〇〇	
		添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合				二 五〇〇	
		添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合				二 五〇〇	
		添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合				二 五〇〇	
二、弧光燈	(一)、普通試驗	動作、平均半球面光 度及電力消費量ヲ試 驗ス	一 試験ニ付			一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
四、笠及外球配光	(二)、電極消耗度試験 (前記三ノ項以下ノモト ニ限ル)	水平又ハ垂直面ニ於 ケル配光曲線ヲ測定ス	一 配光曲線ニ付			六 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				三 〇〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	
		一 試験ニ付				一 〇〇〇	
		二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ				二 五〇〇	

第四號表 電線、絶緣材料及其ノ他電氣諸材料

甲、線		乙、線		丙、線		丁、線		戊、線		己、線		庚、線		辛、線		壬、線		癸、線	
(一) 品位試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一件ニ付																		
(二) 追加品位試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一件ニ付																		
(三) 普通試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一把ニ付																		
(四) 各項試驗	二把以上ハ一把ヲ増ス毎ニ																		
(イ) 導電率	一試驗ニ付																		
(ロ) 抵抗	一試驗ニ付																		
(ハ) 接續抵抗	一試驗ニ付																		

總線ニ對シテハ抗張力及鍍金ノミヲ

變更極メテ輕微ニシテ試驗ノ必要ナシト認ムル場合ニハ本手数料ヲ徴セス

甲、線		乙、線		丙、線		丁、線		戊、線		己、線		庚、線		辛、線		壬、線		癸、線	
(一) 品位試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一件ニ付																		
(二) 追加品位試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一件ニ付																		
(三) 普通試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一把ニ付																		
(四) 各項試驗	二把以上ハ一把ヲ増ス毎ニ																		
(イ) 導電率	一試驗ニ付																		
(ロ) 抵抗	一試驗ニ付																		
(ハ) 接續抵抗	一試驗ニ付																		
(ニ) 強弱	直徑五・二耗ヨリ十付																		
(ホ) 構造	二試驗以上ハ一試驗ヲ増ス毎ニ																		
(ヘ) 腐蝕	一試驗ニ付																		
(ト) 硬度	一試驗ニ付																		
(ニ) 強弱	一試驗ニ付																		
(イ) 品位試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一件ニ付																		
(ロ) 追加品位試驗 (電信電話用ノモノニ限ル)	一件ニ付																		
(イ) 單線及二ヶ線 室内ノモノニ限ル	一件ニ付																		
(ロ) 電話線及加入者 編組ノモノニ限ル	一件ニ付																		
(ハ) 共電式電話線 引込線	一件ニ付																		

二試驗以上ノ試驗事項ハ二試驗以上ト看做ス

(イ) 絶縁耐力	(四) 各項試験	(三) 普通試験 (原形電器用ノモノニ)	(ニ) 共電式一ジャ ンバー線	(ハ) 共電式電話機 引込線及加入者	(ロ) 電話線繫線 及加入者引込線 及組組「ゴム」	(イ) 單線及二ヶ線 室内「ゴム」線	(ニ) 追加品位試験	(三) 共電式一ジャ ンバー線
水中ニテ周波數五十 「サイクル」ノ試験電 壓ヲ加ヘテ試験ス	水中ニテ周波數五十 「サイクル」ノ試験電 壓ヲ加ヘテ試験ス	(四)ノハ、(ニ)、(ホ)、 (ト)ヲ試験ス	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
試験電壓一萬五千 「ヴォルト」以下ノ場 合ニ在リテハ	試験電壓三千五百 「ヴォルト」以下ノ場 合ニ在リテハ	二把以上ハ一把ヲ増 ス毎ニ	一把ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
一試験ニ付	一試験ニ付	一〇五〇〇	一〇五〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇〇
一五〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	一三〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇〇
十米以上	十米以上			二把 (二把ノ長サ)	二把 (二把ノ長サ)	二把 (二把ノ長サ)	二把 (二把ノ長サ)	五把 (二把ノ長サ)
		「ゴム」分析ハ一 ニ就テノミ行フモ ノトス、上記ハ「ゴ ム」分析一回ヲ行 フ場合ノ手數料ニ シテ二回以上ハ一 回ヲ増ス毎ニ十 回ヲ加フ						變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ シト認ムル場合ニ ハ本手數料ヲ徴セス

(五) 抜検査試験 (四) 電器用ノモノニ	(ト) 「ゴム」分析	(ハ) 構造	(ホ) 強弱	(ニ) 導體抵抗	(イ) 絶縁抵抗 (電器電器用ノモノニ限ル)	(ロ) 絶縁破壊	(四) 各項試験	(三) 普通試験 (原形電器用ノモノニ)	(ニ) 共電式一ジャ ンバー線	(ハ) 共電式電話機 引込線及加入者	(ロ) 電話線繫線 及加入者引込線 及組組「ゴム」	(イ) 單線及二ヶ線 室内「ゴム」線	(ニ) 追加品位試験	(三) 共電式一ジャ ンバー線	
抜取試験ニ對シテハ 殘餘ノ 「ゴム」 ノ試験 ハ一 甲ニ 同 二 條 以 上 ヲ 撻 合 セ タ ル モ ノ ニ 在 リ テ ハ 一 條 ヲ 増 ス 毎 ニ	普通試験ヲ行フモノ ニ在リテハ 「ゴム」一試料ニ付 一〇〇〇	二條以上ハ一條ヲ増 ス毎ニ	一條ニ付	一條ニ付	一條ニ付	一條ニ付	試驗電壓一萬五千 「ヴォルト」以下ノ場 合ニ在リテハ	二把以上ハ一把ヲ増 ス毎ニ	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
二條以上ヲ撻合セタ ルモノニ在リテハ一 條ヲ増ス毎ニ	一〇〇〇	二〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	一〇五〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
	一〇〇〇	二五〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	前記手數料ノ 五割	一五〇〇	一三〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
										二把 (二把ノ長サ)	二把 (二把ノ長サ)	二把 (二把ノ長サ)	二把 (二把ノ長サ)	五把 (二把ノ長サ)	

七篇三類 電氣用品試驗規則

電 力 用		電 信 電 話 用																			
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ヘ)	(ロ)	(イ)	(四)	(三)	(二)	(一)									
架空鉛被紙 「ケーブル」	追加品位試験	含浸局内「ケーブル」	重信局内「ケーブル」	局内「ケーブル」	重信鉛被紙 「ケーブル」	地下鉛被紙 「ケーブル」	架空鉛被紙 「ケーブル」	品位試験	構造	絶縁耐力 乙ノ(四) (イ)ニ準ス	絶縁抵抗 乙ノ(四) (イ)ニ準ス	各項試験	拔検査試験	構造	絶縁抵抗 空气中ニテ 直流通電 ヲ加ヘテ 測定ス	導體抵抗 甲ノ(四) (ロ)ニ準ス	各項試験	普通試験 (四)ノ凡テ ヲ試験ス	追加品位試験	品位試験	
一件ニ付		一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付		一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	乙ノ(四) (イ)ニ準ス	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス	拔取検査ニ對シテハ 普通試験ヲ殘 餘ノ試験ニ 對シテノ簡易 試験ヲ行フ 拔取率ハ一ノ 甲ニ同シ	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス		一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
五〇〇〇〇		一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇		五〇〇 二五〇	乙ノ(四) (イ)ニ準 ス	一〇〇〇 五〇〇	一〇〇〇〇 五〇〇〇	同額 〇四〇		〇五〇	一〇〇〇 一五〇 三〇〇		二五〇 五〇〇	一〇〇〇〇 二〇〇〇 六〇〇〇	三〇〇〇〇 五〇〇〇	三〇〇〇〇 五〇〇〇
二捲以上 (二百米以上)		五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)			乙ノ(四) (イ)ニ準 ス			同額							變更極メテ シテ試験ノ 必要ナル場 合ニハ本手 數料ヲ徴セ ス	變更極メテ シテ試験ノ 必要ナル場 合ニハ本手 數料ヲ徴セ ス
依頼品ノ心線數ヨ リ及三十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	但シ無裝荷ノ モノハ二割引 トス													

七篇三類 電氣用品試驗規則

電 力 用		電 信 電 話 用																			
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ヘ)	(ロ)	(イ)	(四)	(三)	(二)	(一)									
架空鉛被紙 「ケーブル」	追加品位試験	含浸局内「ケーブル」	重信局内「ケーブル」	局内「ケーブル」	重信鉛被紙 「ケーブル」	地下鉛被紙 「ケーブル」	架空鉛被紙 「ケーブル」	品位試験	構造	絶縁耐力 乙ノ(四) (イ)ニ準ス	絶縁抵抗 乙ノ(四) (イ)ニ準ス	各項試験	拔検査試験	構造	絶縁抵抗 空气中ニテ 直流通電 ヲ加ヘテ 測定ス	導體抵抗 甲ノ(四) (ロ)ニ準ス	各項試験	普通試験 (四)ノ凡テ ヲ試験ス	追加品位試験	品位試験	
一件ニ付		一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付		一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	乙ノ(四) (イ)ニ準ス	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス	拔取検査ニ對シテハ 普通試験ヲ殘 餘ノ試験ニ 對シテノ簡易 試験ヲ行フ 拔取率ハ一ノ 甲ニ同シ	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス		一條ニ付 二條以上ハ一條ヲ増 ス	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
五〇〇〇〇		一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇		五〇〇 二五〇	乙ノ(四) (イ)ニ準 ス	一〇〇〇 五〇〇	一〇〇〇〇 五〇〇〇	同額 〇四〇		〇五〇	一〇〇〇 一五〇 三〇〇		二五〇 五〇〇	一〇〇〇〇 二〇〇〇 六〇〇〇	三〇〇〇〇 五〇〇〇	三〇〇〇〇 五〇〇〇
二捲以上 (二百米以上)		五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)	五捲以上 (二百米以上)			乙ノ(四) (イ)ニ準 ス			同額							變更極メテ シテ試験ノ 必要ナル場 合ニハ本手 數料ヲ徴セ ス	變更極メテ シテ試験ノ 必要ナル場 合ニハ本手 數料ヲ徴セ ス
依頼品ノ心線數ヨ リ及三十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	依頼品ノ心線數ヨ リ及六十心以 内少キモノ ノヲ含ム	但シ無裝荷ノ モノハ二割引 トス													

(イ) 地下鉛被紙 「ケーブル紙」	(ロ) 重信鉛被紙 「ケーブル紙」	(ハ) 局内「ケーブル」	(ニ) 重信局内「ケーブル」	(ヘ) 合浸局内「ケーブル」	(ホ) 重信局内「ケーブル」	(三) 普通試験 (電信電話用ノモ)
各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ五 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ五 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ二 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ二 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ二 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ二 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ二 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ
二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ
八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)
但シ無裝荷ノモノ ハ二割引トス						

(イ) 鉛被紙 「ケーブル紙」	(ロ) 重信鉛被紙 「ケーブル紙」	(ハ) 局内「ケーブル」	(ニ) 重信局内「ケーブル」
各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ五 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ五 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ二 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ	各電線ニ對シ(四)ノ内 行ヒ其ノ心線數ノ二 ノ心線ニ付(イ、ハ、 ホ、ヘ)ノ試験ヲ行ヒ 其ノ他ノ心線ニ對シ テハ簡易試験ヲ行フ
二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ
三二〇〇〇	三二〇〇〇	三二〇〇〇	三二〇〇〇
四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)	二捲以上 (二百米以上)
無裝荷ノモノ ハ二割引トス			



(チ) 容量ノ偏差	(リ) 減幅定数	(ヌ) 容量不平衡
電機ノ全線ニ付相 互容量ノ偏差ヲ平均 最大、最小、平均ヨ リ容量ノ偏差ヲ求ム	可聴周波数ノ交流ニ テ容量ヲ測定シ減幅 定数ヲ求ム	電機ノ全線ニ付重 平衡ノ相間ノ容量不 平衡ヲ測定ス
二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 四百十六心以下ノモノ 一試験ニ付 八百三十二心以下ノモノ 一試験ニ付 モノ一試験ニ付	二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 四百十六心以下ノモノ 一試験ニ付 八百三十二心以下ノモノ 一試験ニ付 モノ一試験ニ付	二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 四百十六心以下ノモノ 一試験ニ付 八百三十二心以下ノモノ 一試験ニ付 モノ一試験ニ付
四〇〇〇	二〇〇〇	二四〇〇
八〇〇〇	六〇〇	五〇〇〇
一〇〇〇〇	二〇〇	七〇〇〇
一五〇〇〇	一五〇〇	九〇〇〇
二百米以上	二百米以上	二百米以上

(ル) 漏	(ワ) 耐	(カ) 構	(ヨ) 鉛	(タ) 加	(五) 抜
電機ノ全線ニ付前後ニ 接續シ各試験ノ全長 ヲ二・五軒以上トシ 漏話ヲ試験ス	電機ノ温度攝氏三〇 度湿度九十乃至九十 五パーセントノ室 内ニ百五十時間放 シタル後絶縁抵抗 シタル試験ス	耐壓及通風ヲ試験ス	鉛ハ錫又ハアンチ モンニ一含有量、又 モニ紙質、反應、強 弱、灰分等ヲ檢ス	攝氏約百度ノ水槽中 ニ於テ二時間加熱後 一ノ試験ヲ行フ	普通試験ニ對シテハ 普通試験ヲ行フモ ニ在リテハ簡易 試験ヲ行フモノニ 在リテハ心線一本ニ 付
二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 六百二十四心以下ノ モノ一試験ニ付 六百二十五心以上ノ モノ一試験ニ付 七百三十二心以上ノ モノ一試験ニ付 七百三十二心以上ノ モノ一試験ニ付	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ 七試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ 一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ	一條ニ付	試験ニ付	簡易試験ヲ行フモノニ 在リテハ心線一本ニ 付
三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割	六〇〇〇	七五〇〇	〇〇四
一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	〇〇五
二百米以上	二百米以上	十米以上	十米以上		

(一) 普通試験	(イ) 電信用海底線	(ロ) 電話用海底線	(二) 各項試験	(イ) 絶縁耐力	(ロ) 絶縁抵抗
各海底線ニ對シテ 内(ロ)(ハ)(ニ) ワ、及カ又ハヨノ試 驗ヲ行フ	各海底線ニ對シテ 内(ロ)(ハ)(ニ) ワ、及カ又ハヨノ試 驗ヲ行フ	各海底線ニ對シテ 内(イ)(ロ)(ハ)(ニ) ト、チ、リ、ヲ、 及カ、又ハヨノ試 驗ヲ行フ		心線ト鉛被及他ノ全 線間ニ直電壓ヲ加ヘテ ノ試験ス	心線ト鉛被及他ノ全 線間ニ直電壓ヲ加ヘテ ノ試験ス
四心以下ノモノ一捲 ニ付	十六心以下ノモノ一 捲ニ付	十六心以下ノモノ一 捲ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付
二〇〇〇	二五〇〇〇	三〇〇〇〇	一	二〇〇〇	二〇〇〇
百米以上	百米以上	百米以上		百米以上	百米以上

戊、海底線  
(モノニ限ル)

(ハ) 導電抵抗乙ノ(四)(ニ)準ス	(ニ) 静電容器	(ホ) インダクタ (ハ) コンダクタ	(ト) 二次常数	(チ) 「イムピーダ ンス」ノ不整	(リ) 漏話
直流ニテ測定ス	可聴周波數ノ交流ニ テ測定ス	可聴周波數ノ交流ニ テ測定ス	可聴周波數ノ交流ニ テ測定ス	測定電流ノ周波數ヲ 三百「サイクル」乃至 三千「サイクル」ニ至 シテ「サイケル」迄 化シテ「イムピーダ ンス」ヲ測定ス	重信回線ト側回線ト 間ノ相互ノ漏話ヲ 測定ス
一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
百米以上	百米以上	百米以上	百米以上	百米以上	百米以上



(一) 品位試験	(二) 追加品位試験	(タ) 絶縁紙ノ強弱	(カ) 「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	(キ) 鉛被 絶縁紙ノ成分	(ク) 鍍装線ノ強弱	(ケ) 構造	(コ) 抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	(ク) 容量不平衡	
								測定ス	測定ス
品位試験	追加品位試験	絶縁紙ノ強弱	「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	鉛被 絶縁紙ノ成分	鍍装線ノ強弱	構造	抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	容量不平衡	容量不平衡
品位試験	追加品位試験	絶縁紙ノ強弱	「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	鉛被 絶縁紙ノ成分	鍍装線ノ強弱	構造	抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	容量不平衡	容量不平衡
品位試験	追加品位試験	絶縁紙ノ強弱	「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	鉛被 絶縁紙ノ成分	鍍装線ノ強弱	構造	抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	容量不平衡	容量不平衡
品位試験	追加品位試験	絶縁紙ノ強弱	「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	鉛被 絶縁紙ノ成分	鍍装線ノ強弱	構造	抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	容量不平衡	容量不平衡
品位試験	追加品位試験	絶縁紙ノ強弱	「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	鉛被 絶縁紙ノ成分	鍍装線ノ強弱	構造	抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	容量不平衡	容量不平衡
品位試験	追加品位試験	絶縁紙ノ強弱	「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	鉛被 絶縁紙ノ成分	鍍装線ノ強弱	構造	抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	容量不平衡	容量不平衡
品位試験	追加品位試験	絶縁紙ノ強弱	「ゴム」又ハ「ガッタ」成分	鉛被 絶縁紙ノ成分	鍍装線ノ強弱	構造	抵抗及「インダクタンス」ノ不平衡	容量不平衡	容量不平衡

變更検査場ニシテ試験ノ必要ナル場合ニハ本手数料ヲ徴セ

己、海底線用連

(一) 絶縁抵抗	(二) 試験荷重	(イ) 破断力	(四) 各項試験	(三) 普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス
絶縁抵抗	試験荷重	破断力	各項試験	普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス
絶縁抵抗	試験荷重	破断力	各項試験	普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス
絶縁抵抗	試験荷重	破断力	各項試験	普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス
絶縁抵抗	試験荷重	破断力	各項試験	普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス
絶縁抵抗	試験荷重	破断力	各項試験	普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス
絶縁抵抗	試験荷重	破断力	各項試験	普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス
絶縁抵抗	試験荷重	破断力	各項試験	普通試験	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス	測定ス

(二) 追加品位試験	一、品位試験	各項試験	庚、「エナメル」 (電信電話用モノニ)						
			(ト) 加熱	(ハ) 加熱	(ホ) 紫外線	(ニ) 硫黄	(ハ) 絶縁物皮膜ノ		
一件ニ付	一件ニ付	定於室温及高温ニ於ケル温度係數ヲ測ス	「エナメル」ニ混和物ニ定時間加熱シ皮膜ノ變化ヲ試験ス	試験ノ絶縁物ニ取出シシテ行ヒ皮膜ノ變化ヲ試験ス	試験ノ絶縁物ニ取出シシテ行ヒ皮膜ノ變化ヲ試験ス	試料ヲ紫線外線ニ曝露シテ行ヒ皮膜ノ變化ヲ試験ス	試料ヲ紫線外線ニ曝露シテ行ヒ皮膜ノ變化ヲ試験ス	試料ヲ紫線外線ニ曝露シテ行ヒ皮膜ノ變化ヲ試験ス	試料ヲ紫線外線ニ曝露シテ行ヒ皮膜ノ變化ヲ試験ス
一件ニ付	一件ニ付	試料ニ付	試料ニ付	試料ニ付	試料ニ付	試料ニ付	試料ニ付	試料ニ付	試料ニ付
一〇〇〇〇十箇	三〇〇〇〇二十箇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ	スハシテ更ニシテ更ニシテ更ニ

(二) 各項試験	(一) 普通試験 (電信電話用モノニ限ル)	壬、「マツキ」 「タイヤ」 「ス」							
		(ハ) 構造	(ロ) 抗張力	(イ) 捻回	(四) 各項試験	(三) 普通試験			
試験電圧五萬一ヴオ ルト以下ノ場合ニ 在リテハ一箇ニ付	二箇以上一箇ヲ増 ス毎ニ	内外面ニ於ケル凸凹 目ノ有無、疵、形状ノ良 否ヲ検査ス	線ノ加ヘ線ノ脱出ノ有無 「スリ」ノ異状ノ有無 ヲ検査ス	鋼線二條ヲ挿入シテ 百磅以下ハ三回、三 百磅以上ハ二回、三 百磅以上ハ一回、三 百磅以上ハ一回ニシテ 各々反対ノ方向ニ該 線ノ切斷スル迄張力 ヲ加ヘ線ノ脱出ノ有無 ヲ検査ス	鋼線二條ヲ挿入シテ 百磅以下ハ三回、三 百磅以上ハ二回、三 百磅以上ハ一回、三 百磅以上ハ一回ニシテ 各々反対ノ方向ニ該 線ノ切斷スル迄張力 ヲ加ヘ線ノ脱出ノ有無 ヲ検査ス	鋼線二條ヲ挿入シテ 百磅以下ハ三回、三 百磅以上ハ二回、三 百磅以上ハ一回、三 百磅以上ハ一回ニシテ 各々反対ノ方向ニ該 線ノ切斷スル迄張力 ヲ加ヘ線ノ脱出ノ有無 ヲ検査ス			
四〇〇〇	二五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇



乙、 絶縁狀及帶狀		(一) 普通試驗 (モノニ限ル)	(二) 各項試驗	(イ) 絶縁耐力
絶縁中ニテ周波數五 十「サイクル」ノ試験 電壓ヲ加ヘテ絶縁物 破壊電壓ヲ測定ス 加ヘテ試験ス		構造、大サ、強度、 粘着力及耐熱等ヲ檢 ス	試験電壓三千五百 「ヴォルト」以下ノ場 合ニ在リテハ一試料 ニ付 試験電壓七千「ヴォ ルト」以下ノ場合ニ 在リテハ一試料ニ付 試験電壓一萬五千 「ヴォルト」以下ノ場 合ニ在リテハ一試料 ニ付 試験電壓五萬「ヴォ ルト」以下ノ場合ニ 在リテハ一試料ニ付	空氣中ニテ周波數五 十「サイクル」ノ試験 電壓ヲ加ヘテ試験ス 加ヘテ試験ス
油中ニテ周波數五十 「サイクル」ノ試験電 壓ヲ二十分間以下加 ヘテ試験ス	一捲ニ付 二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ 「ゴム、テープ」一捲 ニ付 二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	一捲ニ付 二捲以上ハ一捲ヲ増 ス毎ニ	一試料ニ付 二試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 三試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 四試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 五試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 六試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 七試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 八試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 九試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ 十試料以上ハ一試料 ヲ増ス毎ニ	六〇〇〇 九〇〇〇 一〇〇〇 一五〇〇 二〇〇〇 二五〇〇 三〇〇〇 三五〇〇 四〇〇〇 四五〇〇 五〇〇〇 五五〇〇 六〇〇〇 六五〇〇 七〇〇〇 七五〇〇 八〇〇〇 八五〇〇 九〇〇〇 九五〇〇 一〇〇〇〇
前記手数料ノ 五割増	前記手数料ノ 五分	前記手数料ノ 一割	前記手数料ノ 五分 前記手数料ノ 一割	前記手数料ノ 五分 前記手数料ノ 一割

(イ) 絶縁破壊	(二) 各項試驗	(一) 普通試驗	(三) 抜検査試験 (モノニ限ル)	(ロ) 絶縁破壊
供給電壓ヲ徐々ニ上 昇シテ絶縁破壊電壓ヲ測 定ス 同一試験ヲ數回行フ 併シテ絶縁油ヲ油濾過 機ニテ三回以內濾過 セルニテ測定ス 色及水分、浮遊物、 可鹼化物其ノ他有害 物ノ有無ヲ檢ス	加給電壓ヲ徐々ニ上 昇シテ絶縁破壊電壓ヲ測 定ス 同一試験ヲ數回行フ 併シテ絶縁油ヲ油濾過 機ニテ三回以內濾過 セルニテ測定ス 色及水分、浮遊物、 可鹼化物其ノ他有害 物ノ有無ヲ檢ス	(イ)ノ第一項及(ロ)、 (ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、 (ニ)ノ各項試驗 (チ)、(リ)、(ヌ)ノ各項試驗 (ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、 (ニ)ノ各項試驗	抜取検査ニ對シテハ 普通試験ヲ行フモノ 同額 前記手数料ノ 五分 前記手数料ノ 一割	絶縁中ニテ周波數五 十「サイクル」ノ試験 電壓ヲ加ヘテ絶縁物 破壊電壓ヲ測定ス 加ヘテ試験ス 油中ニテ周波數五十 「サイクル」ノ試験電 壓ヲ二十分間以下加 ヘテ試験ス
一試料ニ付 一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付
一〇〇〇 一〇〇〇 一〇〇〇	七五〇〇 七五〇〇 七五〇〇	二〇〇〇 二〇〇〇 二〇〇〇	〇〇五 〇〇五 〇〇五	六〇〇〇 九〇〇〇 一〇〇〇
前記手数料ノ 五割増	前記手数料ノ 五分	前記手数料ノ 一割	前記手数料ノ 五分 前記手数料ノ 一割	前記手数料ノ 五分 前記手数料ノ 一割

丙、紙線油										
(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)	(チ)	(リ)	(ヌ)	各項試驗	(イ)	(ロ)
比	粘	引火	凝固	酸、アルカ	銅鐵板ニ對ス	揮發	變質	絶縁破壊	熔融	揮發
重比計ヲ以テ測定ス	粘度計ヲ用ヒ測定ス	ペンシキーマルテ	起寒劑ヲ用ヒ冷却シテ至ル温度ヲ測定ス	水浸液ニ付「フエノチル」ヲ用テ「メ」ヲ指シテ試験ス	研磨セル銅鐵板ヲ油ニ浸漬シ湯煎中ニ一週間加熱シ後表面ノ變化ヲ檢ス	規定容器ヲ用ヒ定温減量ヲ測定ス	定温度ニ定時間加熱シ無シ變色度及沈澱ノ有ラズ	絶縁油ノ同試験第一項ニ同シ	水銀法ニヨリ測定ス	規定容器ヲ用ヒ一定温度ニ於テ定時間加熱シ減量ヲ秤量ス
一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付
一〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	九〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇

丁、瀝青質絶縁物										
(ヘ)	(ト)	(チ)	(リ)	(ヌ)	(ク)	(ル)	(ヲ)	各項試驗	(イ)	(ロ)
酸	金屬腐蝕	不溶解分	粘	耐	接	針入	乾燥	乾燥時間	乾燥	捲
酒精溶液ヲ百分ノ一ニ規定シテ測定ス	銅板ニ塗布シ二週間後表面ヲ檢査ス	不溶解分ヲ定温減量シテ測定ス	「ストーマ」粘度計ヲ用ヒ「パーセント」ニ於テ測定ス	冷却シ「シ」ニ於テ測定ス	可撓接續ヲ作り「シ」ニ於テ測定ス	「ベネト」ロメーターヲ用ヒ試験ス	乾燥時間ヲ測定ス	模造紙ニ塗布乾燥後一定直径圓筒ニ纏捲シシ縛裂ノ有無ヲ檢ス	乾燥	捲
一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付	一試料一試験ニ付
二〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇〇

丁、一次電池用		丙、電氣用紙												
(一) 普通試驗	各項試驗	(リ) 特殊	(チ) 「バラフキン」熱	(ト) 濾過	(ニ) 機械的	(ホ) 吸濕量	(イ) 灰分	(ハ) 木纖維素反應	(ロ) 澱粉及膠質	(イ) 水浸液反應	各項試驗			
		形状、寸法、重量等 テハ純度又炭素極ニ在リ テハ灰分ヲ試ス 在リテハ灰分ヲ試ス	溶解「バラフキン」ニテ 中ニ定時間浸漬後機 械的試験ヲ行フ 供試品ヲ用ヒ供試絶 緣油ヲ油濾過機ニテ 三回以內濾過シ其ノ 濾過前後ノ油ノ絶緣 破壊電壓ヲ測定ス	一定量ヲ濾過スルニ 要スル時間ヲ測定ス	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ	耐摩、耐伸、耐各試 驗ヲ行フ
銅極其ノ他一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	炭素極一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ
一試料ニ付	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二	一	二	二	二
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
化學試験ハ一箇ニ 就テノミ行フ														

巳、電氣用材料 製品電氣化學		戊、電池用瓶				
(イ) 分析	各項試驗	(ロ) 定量分析	(イ) 定性分析	(二) 抜検査試験	(一) 普通試験	(三) 抜検査試験
		全成分又ハ主要成分 ヲ行フ	指定成分ノ定量分析 ヲ行フ	全成分又ハ主要成分 ヲ行フ	指定成分ノ定性分析 ヲ行フ	抜取率ハ二ノ甲ニ同 ニ在リテハ一箇ニ付
巳ノ(ロ)ニ準ス		一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付
		二成分以上ハ一成分 ヲ増ス每ニ	二成分以上ハ一成分 ヲ増ス每ニ	二成分以上ハ一成分 ヲ増ス每ニ	二成分以上ハ一成分 ヲ増ス每ニ	二成分以上ハ一成分 ヲ増ス每ニ
巳ノ(ロ)ニ準ス		十圓以上三十 圓以下	十圓以上三十 圓以下	十圓以上三十 圓以下	十圓以上三十 圓以下	十圓以上三十 圓以下
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇



試驗品ノ種類	試驗ノ種別	試驗事項	數量	手數	料	提出量品	備考
一、一次電池	(一) 品位試驗 (乾電池ニ限ル)	一件ニ付	一件ニ付		五〇〇〇	十箇	
	(二) 追加品位試驗 (乾電池ニ限ル)	一件ニ付	一件ニ付		二〇〇〇	三箇	變更極メテ微ニシテ試驗ノ必要ナシト認ムル場合ニハ本手數料ヲ微ニセ
	(三) 普通試驗	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一五〇〇	一八〇〇		
	(四) 各項試驗	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	七五〇	九〇〇		
	(イ) 電壓及内部抵抗	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇	五〇〇		
	(ロ) 成極及恢復作用	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	八〇〇	〇〇〇		
	(ハ) 電量	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二〇〇	二五〇		
	(ニ) 保存	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇	五〇〇		
	(ホ) 構造	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	〇四〇	〇五〇		
	(イ) 電壓及内部抵抗	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二〇〇	二五〇		

試驗品ノ種類	試驗ノ種別	試驗事項	數量	手數	料	提出量品	備考
二、二次電池	(イ) 容量	容量ヲ試驗ス	五十「アムペア」時以下 下ノモノ一試験ニ付	同額	七〇〇〇		
		容量ヲ試驗ス	百「アムペア」時以下 下ノモノ一試験ニ付	同額	八〇〇〇		
		容量ヲ試驗ス	二百「アムペア」時以下 下ノモノ一試験ニ付	同額	九〇〇〇		
		容量ヲ試驗ス	五百「アムペア」時以下 下ノモノ一試験ニ付	同額	一三〇〇〇		
		容量ヲ試驗ス	千「アムペア」時以下 下ノモノ一試験ニ付	同額	二〇〇〇〇		
		容量ヲ試驗ス	二試験以上ハ一試験ヲ増ス	同額	五割手數料ノ		
		容量ヲ試驗ス	二試験以上ハ一試験ヲ増ス	同額	二倍		
		容量ヲ試驗ス	二試験以上ハ一試験ヲ増ス	同額	二倍		
		容量ヲ試驗ス	二試験以上ハ一試験ヲ増ス	同額	二倍		
		容量ヲ試驗ス	二試験以上ハ一試験ヲ増ス	同額	二倍		

第六號表 配電盤用品並保安器

試驗品ノ種類	試驗ノ種別	試驗事項	數量	手數	料	提出量品	備考
一、普通試驗	試驗ノ種別	試驗事項	室内部温度ニ於テ規定ノ電流ヲ通スルモ増ノ電流ヲ通スルニテハ	使用電流二十「アムペア」以下ノ場合ニ	一五〇〇		
			電流ノ通スルニテハ	五回試驗ニ付	一〇〇		
二、能	試驗ノ種別	試驗事項	容量及能率ヲ試驗ス	五回超過ハ五回以下ヲ増ス	一〇〇		規定試驗回数十回
			容量及能率ヲ試驗ス	五回超過ハ五回以下ヲ増ス	一〇〇		





五、電力用低壓電器		六、電信電話用低壓電器		七、電信電話用安器	
(一) 型式試驗	試驗電壓三千五百 「ヴォルト」以下電流 三「アマペア」以下ノ 場合ニ在リテハ一箇 ニ付	(一) 型式試驗	商用周波數ノ交流ヲ 以テ加電壓ニ對スル 電流(實効値)ヲ試驗 ス	(一) 可熔遮斷器ノ 可熔電流	作用試驗ヲ行フ
(二) 追加型式試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	(二) 追加型式試驗	且電電壓試驗ヲ行ヒ 且構造ヲ檢ス	(二) 放電電壓	放電電壓ヲ檢ス
(三) 普通試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	(三) 普通試驗	拔取箇數ニ對シテハ 普通試驗ヲ行フモノ ニ在リテハ	(三) 普通試驗	傳造、導體抵抗、絶 緣抵抗、放電電壓及 動作等ヲ試驗ス
(四) 拔檢查試驗	同額	(四) 拔檢查試驗	拔取箇數ニ對シテハ 普通試驗ヲ行フモノ ニ在リテハ	(四) 各項試驗	
(五) 各項試驗	同額	(五) 各項試驗	拔取率ハ二ニ同シ	(五) 拔檢查試驗	拔取率ハ二ニ同シ
試驗品提出量	四 〇〇〇	試驗品提出量	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	試驗品提出量	一箇ニ付
備考	變更極メテ輕微ニ シテ試驗ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徵セ ス	備考	變更極メテ輕微ニ シテ試驗ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徵セ ス	備考	變更極メテ輕微ニ シテ試驗ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徵セ ス

第七號表 無線電信電話用品

七篇三類 電氣用品試驗規則		第七號表 無線電信電話用品	
(一) 型式試驗	試驗品ノ種類	(一) 型式試驗	試驗品ノ種類
(二) 追加型式試驗	試驗ノ種別	(二) 追加型式試驗	試驗ノ種別
(三) 普通試驗	試驗事項	(三) 普通試驗	試驗事項
(四) 各項試驗	試驗數量	(四) 各項試驗	試驗數量
試驗品提出量	試驗品提出量	試驗品提出量	試驗品提出量
備考	備考	備考	備考

一、受信機 (真空管檢波器付ノモノ)		二、追加型式試験		三、普通試験		四、各項試験		五、感度		六、増幅度	
(イ) 構造 試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 檢波感度 檢波感度ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ハ) 増幅 無線周波又ハ可聴周波増幅ヲ試験ス	一段ニ付 二段以上ハ一段ヲ増ス	(ニ) 選擇率 同調裝置ニ於ケル對テ減衰率並ニ同調曲線ヲ測定ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度 供試品ノ感度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 増幅度 供試品ノ増幅度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
構造、感度、選擇率、長波帶等ヲ適宜試験ス	一件ニ付	受信機全體トシテノ電氣的働作ヲ試験ス	増幅一段ヲ増ス毎ニ	同調裝置ニ於ケル波長範圍ヲ測定ス	二箇以上ハ一段ヲ増ス	同調裝置ニ於ケル對テ減衰率並ニ同調曲線ヲ測定ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	供試品ノ感度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	供試品ノ増幅度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
二五〇〇	一〇〇〇	二五〇〇	一〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇
同調裝置及結晶檢波器ヨリ成ル簡單ナルモノ	附屬品ヲ含マヌ	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇

三、受信機  
(「エリミネーター」付ノモノ)

一、型式試験		二、追加型式試験		三、普通試験		四、各項試験		五、感度		六、増幅度	
(イ) 型式 試験ス	一件ニ付	(ロ) 檢波感度 檢波感度ヲ試験ス	一件ニ付	(ハ) 増幅 無線周波又ハ可聴周波増幅ヲ試験ス	一段ニ付 二段以上ハ一段ヲ増ス	(ニ) 選擇率 同調裝置ニ於ケル對テ減衰率並ニ同調曲線ヲ測定ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度 供試品ノ感度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 増幅度 供試品ノ増幅度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
構造、感度、選擇率、長波帶等ヲ適宜試験ス	一件ニ付	受信機全體トシテノ電氣的働作ヲ試験ス	増幅一段ヲ増ス毎ニ	同調裝置ニ於ケル波長範圍ヲ測定ス	二箇以上ハ一段ヲ増ス	同調裝置ニ於ケル對テ減衰率並ニ同調曲線ヲ測定ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	供試品ノ感度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	供試品ノ増幅度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
二五〇〇	一〇〇〇	二五〇〇	一〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇	二五〇〇	二〇〇〇
同調裝置及結晶檢波器ヨリ成ル簡單ナルモノ	附屬品ヲ含マヌ	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇	結晶檢波器ヲ含ム	三箇

七篇三類 電氣用品試驗規則

四、管					
(ア) 特	(イ) 内部抵抗	(ウ) 増幅定数	(エ) 相互導度	(オ) 真空	(カ) 絶縁抵抗
「グリッド」電壓及 「プレート」電流ノ 關係ヲ示ス	一定ノ「プレート」電 圧ニ於テ交流ヲ使 用シテ測定ス「グリ ッド」ノ絶縁ハ繊 維負 極ニ接続ス	一定ノ「プレート」電 圧ニ於テ交流ヲ使 用シテ測定ス「グリ ッド」ノ絶縁ハ繊 維負 極ニ接続ス	一定ノ「プレート」電 圧ニ於テ交流ヲ使 用シテ測定ス「グリ ッド」ノ絶縁ハ繊 維負 極ニ接続ス	一定ノ「プレート」電 圧ニ於テ交流ヲ使 用シテ測定ス「グリ ッド」ノ絶縁ハ繊 維負 極ニ接続ス	一定ノ「プレート」電 圧ニ於テ交流ヲ使 用シテ測定ス「グリ ッド」ノ絶縁ハ繊 維負 極ニ接続ス
「プレート」電圧ニ 以下	「プレート」電圧ニ 以下	「プレート」電圧ニ 以下	「プレート」電圧ニ 以下	「プレート」電圧ニ 以下	「プレート」電圧ニ 以下
百「プレート」電圧ニ 以上ハ一箇ヲ増 ス	百「プレート」電圧ニ 以下	百「プレート」電圧ニ 以下	百「プレート」電圧ニ 以下	百「プレート」電圧ニ 以下	百「プレート」電圧ニ 以下
二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍
四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

七九二

五、受話器

五、受話器					
(イ) 振	(ロ) 壽命	(ハ) 型式試験	(ニ) 追加型式試験	(ヒ) 普通試験	(ヘ) 各項試験
振動回路ニ接続シ、能 率セシメ安定度、能 率等ヲ試験ス	「プレート」電圧ニ 以上	「プレート」電圧ニ 以上ハ一箇ヲ増 ス	「プレート」電圧ニ 以下	「プレート」電圧ニ 以下	「プレート」電圧ニ 以下
二箇以上ハ一箇ヲ増 ス	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス
二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍	二倍 前記手数料ノ 二倍
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

七篇三類 電氣用品試験規則

七九三

七篇三類 電氣用品試驗規則

六、高 聲 器		(イ) 型式試驗	(ロ) 追加型式試驗	(ハ) 普通試驗	(ニ) 各項試驗	(ホ) 絕緣抵抗
(イ) 導體抵抗	(ロ) 感 度	(ハ) 構 造	(ニ) 「イムビ」特性	周波數ヲ變化シ各周波數ニ對シ於テ供試品ノ動作状態ニ於ケル「イムビ」特性ヲ試験ス	供試品ノ感度ヲ規準ニ對シ比較試験ス	「イムビ」特性ヲ試験ス
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
一	一	一	二	二	二	二
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二箇	二箇	二箇	二箇	二箇	二箇	二箇
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス

七、可變周波變成器		(イ) 型式試驗	(ロ) 追加型式試驗	(ハ) 普通試驗	(ニ) 各項試驗	(ホ) 絕緣抵抗
(イ) 周波數特性	(ロ) 構 造	(ハ) 絕緣抵抗	(ニ) 變 壓 比	(イ) 型式試驗	(ロ) 追加型式試驗	(ホ) 絕緣抵抗
真空管ト供用シ周波數ヲ變化シテ其ノ増幅度ヲ試験ス	構造ヲ檢ス	絶緣抵抗	一定周波數ニ於ケル變壓比ヲ試験ス	真空管ト供用シ周波數ヲ變化シテ其ノ増幅度ヲ試験ス	絶緣抵抗	絶緣抵抗
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
三	三	三	二	二	二	二
五〇〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
二箇	二箇	二箇	二箇	二箇	二箇	二箇
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認めル場合ニハ本手數料ヲ徴セス

七篇三類 電氣用品試驗規則

九、一インダクタ ス線輪	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験 「インダクタンス」、 「有効抵抗」、 「絶縁等」ヲ 試験ス	十、蓄電器 (受信用)			(一) 構造 試験	各 項 試 験	二、漏洩抵抗器
				(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験			
一箇ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一件ニ付	二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ	二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ
二〇〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	二五〇〇	五〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇
	二箇	五箇							
	變更毎メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハト認ムル場合ニハ 本手材料ヲ徴セ								

十四、水 (共振器用) 片	(一) 構造 試験	各 項 試 験	十三、波長計		感度 試験	各 項 試 験	(一) 構造 試験	各 項 試 験	五、結晶檢波器
			(一) 比較 正 行 行	(二) 構造 正 行 行					
一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ	二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ
五〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇
	發振器ノ場合	共振器ノ場合	保持器ノ場合	上「一萬サイクル」以					

十五、B「エリミ」

(ハ) 絶縁抵抗	(ロ) 平滑作用	(イ) 特性	(四) 各項試験	(三) 普通試験	(二) 追加型式試験	(一) 型式試験	精密級	普通級	(ハ) 較正
捲線ト鐵心外面等ト ノ間ノ絶縁抵抗ヲ試 驗ス	負荷電流ヲ變化セシ メ平滑状態ヲ試驗ス	負荷電流ニヨル電壓 變動並能率等ヲ試驗 ス	(四)ノ各項ヲ適宜省略 試験ス	試験ス				室内温度ニ於ケル 有振動數ヲ測定ス	
一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一件ニ付	一件ニ付		一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ	三箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ
二五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	六〇〇〇	一〇〇〇〇	三〇〇〇〇	普通級ノ手 料ノ四倍	一五〇〇〇	二五〇
					變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス		較正確度〇・〇一	較正確度〇・一%	

十六、變「エリミ」器

(ハ) 構造	(ニ) 絶縁耐力	(ホ) 温度	(イ) 特性	(二) 各項試験	(一) 普通試験	(ハ) 構造	(ホ) 温度	(ニ) 絶縁耐力
捲線ト鐵心外面等ト ノ間ノ耐電壓試験ヲ 行フ	捲線ト鐵心外面等ト ノ間ノ絶縁抵抗ヲ試 驗ス	目的ニ應スル定負荷 上於ケル各部ノ温度 ヲ試驗ス	定電壓ニ於ケル無負 荷電流ノ變動及能率 等ヲ試驗ス	(二)ノ各項ヲ適宜省略 試験ス	試験ス	捲線ト鐵心外面等ト ノ間ノ絶縁耐力ヲ試 驗ス	定負荷ニ於ケル各部 ノ温度上昇ヲ試驗ス	捲線ト鐵心外面等ト ノ間ノ絶縁耐力ヲ試 驗ス
一箇ニ付	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ
一〇〇〇	二五〇〇	五〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇	六〇〇〇	二五〇〇
				百「ヴォルト」アム ペア「未滿」モノ				

七、塞流線輪 （一）タリネ 増幅器用 及		十八、無線電信送 機		十九、無線電信送 機	
各項試験	(一)誘導係數	(ロ)導體抵抗	(ハ)絶縁抵抗	普通試験	普通試験
一定周波數ニ於テ重 疊セラレタル直流値 ヲ變化シ自己誘導係 數ヲ試験ス	鐵心及捲線外面等ト 間ノ絶縁抵抗ヲ試 験ス	捲線ノ抵抗ヲ試験ス	鐵心及捲線外面等ト 間ノ絶縁抵抗ヲ試 験ス	動作ヲ試験シ構造ヲ 檢ス	動作ヲ試験シ構造ヲ 檢ス
一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス每ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ	一基ニ付 五「キロワット」未 滿	一基ニ付 五「キロワット」未 滿
二箇以上ハ一箇ヲ増 ス每ニ				一「キロワット」未 滿	一「キロワット」未 滿
				二「キロワット」未 滿	二「キロワット」未 滿
				三「キロワット」未 滿	三「キロワット」未 滿
				四「キロワット」未 滿	四「キロワット」未 滿
				五「キロワット」未 滿	五「キロワット」未 滿

第八號表 電力用機械器具

試験品ノ種類	各項試験	試験ノ種別	試験事項	數量	手數	材料	提出量品	備考
(イ)負荷特性	全負荷ニ於ケル電流、力率、能率、滑り等ヲ實測ニ依リ求ム	變動率、能率、力率、滑り等ヲ實測ニ依リ求ム	五「キロワット」未滿 一臺ニ付	五「キロワット」未滿 一臺ニ付	五「キロワット」未滿 一臺ニ付	五「キロワット」未滿 一臺ニ付	五「キロワット」未滿 一臺ニ付	五「キロワット」未滿 一臺ニ付

發電機及電動機		(イ)耐電	(ロ)圓圖法ニ依ル特性	(ハ)波	(ニ)溫	(イ)各項試驗
捲線ノ絶縁耐カヲ試 驗ス	誘導電動機ノ全負荷 ニ於ケル電流、力率、 能率、滑り等ヲ實測 ニ依リ求ム	五「キロワット」未滿 一臺ニ付	五「キロワット」未滿 一臺ニ付	「オウシログラン」ヲ 用ヒテ電壓及電流ノ 波形ヲ撮影ス	各要部ノ溫度上昇ヲ 試驗ス	全負荷ニ於ケル能率、 變動率、諸損失等ノ 特性ヲ試驗ス



二、變壓器		各項試驗	
(イ) 耐電壓	(ロ) 耐電	(ハ) 溫度	(ニ) 負荷特性
捲線ノ絶縁耐カヲ試験ス	捲線ノ絶縁耐カヲ試験ス	各部ノ溫度上昇ヲ試験ス	負荷状態ニテ速度調整各位置ニ於ケル電力、電流、力率等ヲ測定ス
一臺ニ付	一臺ニ付	单相五「キロワット」未満一臺ニ付	一臺ニ付
二五〇〇	一〇〇〇	四〇〇〇	二五〇〇

二、十「キロワット」以上二十五「キロワット」未満ノハ本表手数ノ三倍トス  
 三、二十五「キロワット」以上四「キロワット」未満ノハ本表手数ノ六倍トス  
 四、負荷特性及溫度試験ニ於テ中變器ニ在リテハ各口出テハ本表手数ノ二倍トス  
 五、材料及相變器ニ於テ溫度負荷試験ハ本表手数ノ二倍トス  
 六、低壓用ノ特殊ノハ本表手数ノ二倍トス

三、扇風機		各項試驗	
(イ) 起動電流	(ロ) 無負荷特性	(ハ) 溫度	(ニ) 絶縁抵抗
速度調整各位置ニ於ケル起動電流ヲ測定ス	調整各位置ニ於ケル電力、電流、力率等ヲ測定ス	各部ノ溫度上昇ヲ試験ス	捲線ト鉄心間ノ絶縁力ヲ試験ス
一臺ニ付	一臺ニ付	一臺ニ付	一臺ニ付
二五〇〇	二五〇〇	一〇〇〇	五〇〇

四、振動整流器		各項試驗	
(イ) 特性	(ロ) 波	(ハ) 溫度	(ニ) 耐電
定負荷ニ於ケル交流電流、直流電流、直能率等ヲ試験ス	「オッシュロググラフ」ニ依リ電壓電流ノ波形ヲ撮影ス	目的ニ應スル定負荷ニ於ケル各部ノ溫度上昇ヲ試験ス	捲線ト鉄心外函等ト間ノ絶縁耐カヲ試験ス
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
三〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇

一、試驗電壓二種以上ノモノハ本表手数ノ五倍トス  
 二、一種以上ノ波數ニ増テ試験周波數ニ本表手数ノ二倍トス  
 三、一種以上ノハ本表手数ノ二倍トス  
 四、一種以上ノハ本表手数ノ二倍トス  
 五、一種以上ノハ本表手数ノ二倍トス  
 六、一種以上ノハ本表手数ノ二倍トス

(二) 各項試験

(イ) 絶縁耐力

普通大気内ニ於テ各極ト外表面又ハ各極相互間又ハ開路状態ニ於テ発熱ト受電側間ニ周波數五十「サイクル」ノ試験電壓ヲ加ヘテ試験ス

(限外用)ノモ(ニ) 假雨中ニ於ケル試験

試験電圧三五千五百 場合ニ在リテハ一試 験ニ付	試験電圧七千一ウオ ルト以下ノ場合ニ 付	試験電圧一萬五千 ウオルト以下ノ一試 験ニ付	試験電圧五萬一ウオ ルト以下ノ場合ニ 付	試験電圧十萬一ウオ ルト以下ノ場合ニ 付	試験電圧十五萬一ウ オルト以下ノ場合 ニ付	試験電圧二十萬一ウ オルト以下ノ場合 ニ付	試験電圧二十萬一ウ オルト以下ノ場合 ニ付	試験電圧二十萬一ウ オルト以下ノ場合 ニ付	試験電圧二十萬一ウ オルト以下ノ場合 ニ付	試験電圧二十萬一ウ オルト以下ノ場合 ニ付
一 〇〇〇	一 五〇〇	二 五〇〇	四 〇〇〇	六 〇〇〇	八 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇
一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇
一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇	一 〇〇〇

前記手数料ノ  
二割五分

五、開閉器、遮斷器

(ハ) 温度上昇

(ロ) 絶縁破壊

室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ	室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ	室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ	室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ	室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ	室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ	室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ	室内温度ニ於テ依 ニテ最低係作テ電 線輪シ依頼者ノ指 定温度ニテ
試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付	試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付	試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付	試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付	試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付	試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付	試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付	試験電流五百一アム ペア以下ノ場合ニ 付
六 〇〇〇	六 〇〇〇	六 〇〇〇	六 〇〇〇	六 〇〇〇	六 〇〇〇	六 〇〇〇	六 〇〇〇
五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇
五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇	五 〇〇〇

前記手数料ノ  
二割五分

六、電熱器		七、接續器	
(ロ) 耐電壓	(イ) 電力消費量	(一) 普通試驗	(二) 各項試驗
發熱體ト各部トノ絶緣耐カヲ試驗ス	指定電壓ニ於ケル電力消費量ヲ測定ス	主閉閉部カ開路シ始メテヨリ遮斷動作ヲ入結若ハ主閉閉部カ完結ノ所ヨリ開始カヲ測定ス	指定電壓ニ於ケル電力消費量ヲ測定ス
一箇一試驗ニ付	一箇一試驗ニ付	一箇一試驗ニ付	一箇一試驗ニ付
一五〇〇	三〇〇	一〇〇〇	二五〇〇
			電力消費量ハ定格消費量ニ依リ計算ス

七、接續器		六、電熱器	
(ハ) 絶緣抵抗	(ニ) 温度	(イ) 耐電壓	(ロ) 絶緣抵抗
發熱體ト各部トノ絶緣抵抗ヲ測定ス	指定電壓ニ於ケル各部ノ温度上昇特性ヲ測定ス	絶緣七ラレタル各部トノ絶緣耐カヲ試驗ス	絶緣七ラレタル各部トノ絶緣耐カヲ試驗ス
一箇一試驗ニ付	一箇一試驗ニ付	一箇一試驗ニ付	一箇一試驗ニ付
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇

各項試験	八、電力用檢電器		各項試験
	(B) 電壓電流特性	(1) 動作電壓電流	
	動作電壓以上指定ノ電壓ニ至ル加電壓スノ對シテ電流ヲ試驗ス	最小動作電壓及其ノ場合ノ電流ヲ試驗ス	
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○
試験電壓直流五百	試験電壓交流三千五百	試験電壓交流七千	○

各項試験	九、蓄電器 (特別高圧用)					各項試験
	絶縁耐	絶縁耐	絶縁耐	絶縁耐	絶縁耐	
	空气中ニ於テ一端子ヲ接地シテ他端子ニ指定電壓ヲ加テ試験ス	空气中ニ於テ一端子ヲ接地シテ他端子ニ指定電壓ヲ加テ試験ス	空气中ニ於テ一端子ヲ接地シテ他端子ニ指定電壓ヲ加テ試験ス	空气中ニ於テ一端子ヲ接地シテ他端子ニ指定電壓ヲ加テ試験ス	空气中ニ於テ一端子ヲ接地シテ他端子ニ指定電壓ヲ加テ試験ス	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	
試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	試験周波数ハ五十	

一、十、キロワツ  
 二、本表ノモ  
 三、ハ、未  
 四、倍、十  
 五、ハ、本  
 六、三、表  
 七、ノ、指  
 八、同、定  
 九、比、キ  
 十、其、ロ  
 十一、ノ、ワ  
 十二、本  
 十三、手  
 十四、ノ、料  
 十五、モ、ハ  
 十六、ノ、料  
 十七、ス、ハ

第七篇 電氣測定及試験關係

第四類 「エックス」線量計檢定

「エックス」線量計檢定規則 (昭和十二年八月遞信省令第五十二號)

「エックス」線量計檢定規則第四條第一項第二號ノ試験ニ關スル件

(昭和十二年十二月遞信省告示第四千六百六十八號)

「エツクス」線量計檢定規則

昭和十二年八月  
逓信省令第五十二號

第一條 「エツクス」線ノ測定ニ使用スル「エツクス」線量計（以下線量計ト稱ス）ノ檢定ハ本令ニ依リ之ヲ行フ

第二條 本令ニ於テ線量計ト稱スルハ「エツクス」線量ノ單位タル「レントゲン」又ハ「エツクス」線ノ強サノ單位タル毎分レントゲンヲ以テ目盛ラレタルモノヲ謂フ

第三條 「エツクス」線量ノ單位タル「レントゲン」ハ溫度攝氏零度、氣壓水銀柱七十六センチメートルノトキ二次電子ヲ完全ニ利用シ電離槽壁ノ影響ヲ除キタル状態ニ於テ飽和電流ノ下ニ空氣一分ノ一ノ電荷ヲ生ゼシムル「エツクス」線量ヲ謂フ

第四條 檢定ヲ行ヒタル線量計左ノ各號ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス  
一 逓信大臣ノ承認シタル型式ニ適合スルモノ  
二 逓信大臣ノ告示スル試驗ニ關スル條件ニ適

合スルモノ  
前項第一號ノ型式ヲ有セザル線量計ト雖モ特別ノ事由アル場合ニ於テハ特殊ノ試験ヲ行ヒ之ヲ合格ト爲スコトヲ得

第五條 型式承認ヲ受ケントスル者ハ型式承認申請書（第一號書式）ニ試験品二箇並ニ其ノ説明書及圖面ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スベシ

承認ヲ經タル型式ノ主要部分ニ非ザル部分ヲ變更シテ更ニ型式承認ヲ受ケントスル者ハ型式追加承認申請書（第二號書式）ニ試験品一箇並ニ其ノ變更事項ヲ記載シタル書類及圖面ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スベシ

第六條 逓信大臣ハ製品ノ實績ニ因リ必要アリト認メタルトキハ其ノ型式承認ヲ取消スコトアルベシ

第七條 逓信大臣型式承認ヲ爲シ又ハ其ノ取消ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第八條 檢定ヲ受ケントスル者ハ檢定申請書（第三號書式）ニ現品ヲ添ヘ電氣試驗所ニ提出スベシ

第四條第二項ノ特殊試験検定ヲ受ケントスル者ハ特殊試験検定申請書(第四號書式)ニ現品竝ニ其ノ説明書及圖面ヲ添ヘ電気試験所ニ提出スベシ

第九條 検定ニ合格シタル線量計ニハ検定票ヲ附シ其ノ申請者ニ檢定合格證書(第五號書式)ヲ交付ス  
前項ノ檢定票ノ雛形ハ左ノ如シ



直徑約三センチメートル  
(上段)數字ハ檢定番號ヲ表シ、下段ノ數字ハ有效期間満了ノ年月日ヲ表ス)

第十條 検定ノ有効期間ハ檢定合格證書ノ日附ヨリ五年トス但シ第四條第一項第二號ノ試験條件ニ適合セザルニ至リタルトキハ檢定ハ其ノ效力ヲ失フ  
第十一條 型式承認又ハ檢定ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

- 一 型式承認ノ申請ヲ爲ストキ 一件ニ付 金百圓
- 二 型式追加承認ノ申請ヲ爲ストキ 一件ニ付 金三十圓
- 三 検定ノ申請ヲ爲ストキ 一箇ニ付 金六十圓
- イ 基本手数料
- ロ 附加手数料 試験點一點ニ付 金四圓
- 四 第四條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ 前號ノ手数料ノ二倍
- 前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スベシ
- 第十二條 檢定合格證書ヲ亡失又ハ毀損シタル者ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得
- 前項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ手数料トシテ證書一通ニ付金二十五錢ヲ收入印紙ヲ以テ納付スベシ
- 第十三條 第五條又ハ第八條ニ依リ申請ヲ爲シタル場合線量計ノ運搬ニ要スル費用及試験ニ因リテ生ジタル損害ハ申請者ノ負擔トス
- 第十四條 檢定票又ハ檢定合格證書ニ關シ不正ノ

所爲アリタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則 本令ハ昭和十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式(用紙美濃紙)

收入印紙	「エックス」線量計型式承認申請書	貼附シタル收入印紙ノ額	金、何圓
一品名			
二 型			
三 使用範圍			
四 製造者ノ名稱及住所	輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入者又ハ移入者ノ名稱及住所ヲ附記スベシ		
五 提出箇數			
六 製造番號			
右「エックス」線量計検定規則第五條第一項ニ依リ「エックス」線量計型式承認ヲ申請候也			
年 月 日	住 所		
遞信大臣宛	申請者名 (印)		
	(法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名ヲ附記スベシ)		

第二號書式(用紙美濃紙)

收 入 印 紙	「エックス」線量計型式追加承認申請書 貼附シタル收入印紙ノ額	金 何 圓
一 品 名		
二 型		
三 使用範圍		
四 製造者ノ名稱及住所	輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入者又ハ移入者ノ名稱及住所ヲ附記スベシ	
五 型式承認ノ年月日及番號		
六 提出箇數		
七 製造番號		
右「エックス」線量計檢定規則第五條第二項ニ依リ「エックス」線量計型式追加承認ヲ申請候也		
年 月 日	住 所	申 請 者 名
		(法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名ヲ附記スベシ)
遞信大臣宛		

第三號書式(用紙美濃紙)

收 入 印 紙	「エックス」線量計檢定申請書 貼附シタル收入印紙ノ額	金 何 圓
一 品 名		
二 型		
三 製造者ノ名稱及住所		
四 製造番號		
五 型式番號		
六 檢定範圍		
七 試驗點		
右「エックス」線量計檢定規則第八條第一項ニ依リ「エックス」線量計ノ檢定ヲ申請候也		
年 月 日	住 所	申 請 者 名
		(法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名ヲ附記スベシ)
遞信大臣宛		



第四號書式(用紙美濃紙)

収入印紙

「エックス」線量計特殊試験検定申請書  
貼附シタル収入印紙ノ額

金何圓

一品名

製造者ノ名稱及住所輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入者又ハ移入者ノ名稱及住所ヲ附記スベシ

製造番號

檢定範圍

試驗點

七 型式承認ヲ受クルコト能ハザル事由  
右「エックス」線量計檢定規則第八條第二項ニ依リ「エックス」線量計ノ特殊試験檢定ヲ申請候也

年 月 日

住所

申請者名 (印)

(法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名ヲ附記スベシ)

逓信大臣宛

第五號書式(特殊試験檢定ニ在リテハ欄外ニ「特殊試験檢定」ト朱記ス)

「エックス」線量計檢定合格證書  
檢定申請者

檢定番號	品名
型	製造者ノ名稱及住所
製造番號	型式番號
檢定範圍	
試驗點	
有効期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
本「エックス」線量計ハ「エックス」線量計檢定規則第四條ノ檢定ニ合格シタルコトヲ證ス 昭和 年 月 日 逓信省 (印)	

更正表

「エツクス」線量計檢定規則  
第四條第一項第二號ノ試験  
ニ關スル件

昭和十二年十二月  
逓信省告示第四百六十八號

「エツクス」線量計檢定規則第四條第一項第二號ノ試験ニ關スル條件左ノ通定ム  
一 「エツクス」線計量(以下線量計ト稱ス)ノ動作ハ左ノ各號ニ適合スルモノタルベシ  
イ、「エツクス」線ニ因ル空氣ノ電離作用ヲ利用シタルモノ  
ロ、線量計中所定ノ箇所以外ニ於テハ電離電流ヲ生ゼザルモノ  
ハ、飽和電離電流ヲ利用シタルモノ  
ニ、「ラヂウム」ノ使用又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ線計量ノ定數又ハ目盛ヲ更正シ得ルモノ  
二 線計量ハ其ノ外函其ノ他適當ノ箇所ニ左ノ事項ヲ表示シタルモノタルベシ

- イ、品名及型
- ロ、製造者名
- ハ、製造番號
- ニ、型式番號
- 三 線量計ハ檢定ノ際其ノ誤差百分ノ四ヲ超エズ且檢定ノ有効期間内ニ於テ其ノ誤差百分ノ八ヲ超エザルモノタルベシ
- 四 線量計ノ檢定ニ於ケル檢定範圍ハ型式承認ニ於テ指定シタル試験點二點以上ヲ有スルモノタルベシ、但シ絞リ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ二以上ノ使用範圍ヲ有スルモノニ在リテハ使用セントスル使用範圍毎ニ前段ノ試験點ヲ有スルコトヲ要ス
- 五 線量計ノ檢定ニ於ケル試験點ハ型式承認ニ於テ指定シタル試験點中檢定範圍内ノ各點タルベシ
- 六 線量計ノ特殊試験檢定ニ於ケル檢定範圍及試験點ニ關シテハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第八篇 其ノ他

公益法人監督關係

逓信大臣主管公益法人ノ設立及監督ニ關スル規則

(大正二年九月逓信省令第九十號)

國家總動員及會社經理統制關係

國家總動員法

(昭和十三年五月十二日法律第五十五號)

會社經理統制令

(昭和十五年十月十六日勅令第六百八十號)

會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日閣令第十三號)

許可認可等行政事務處理簡捷令

(昭和十六年十一月十五日勅令第九百六十七號)

許可認可等行政事務處理簡捷令施行規則

(昭和十七年一月十日逓信省令第四號)

電氣ニ關スル逓信局ノ管轄區域ノ件 (昭和十一年十月逓信省告示第二千七百十三號)

# 遞信大臣主管公益法人ノ 設立及監督ニ關スル規則

大正二年九月  
遞信省令第九十號  
昭和十年三月  
遞信省令第八號改正

明治四十三年三月遞信省令第五十六號遞信大臣ノ  
主管ニ屬スル公益法人ノ設立及監督ニ關スル規則  
左ノ通改正ス

第一條 民法第三十四條ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ  
得テ法人ヲ設立セムトスル者ハ社團ニ在リテハ  
定款、資産ノ種類及總額並社員ノ員數、財團ニ  
在リテハ寄附行爲並資産ノ種類及總額ヲ具シ遞  
信大臣ニ申請スベシ

第二條 法人ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間内ニ左ニ  
掲ゲル事項ヲ遞信大臣ニ届出ヅベシ第一號ノ事  
項ニ付變更ヲ生ジタル場合亦同ジ

一 理事及監事ノ氏名、住所  
二 財産目録  
第三條 法人ハ前年末ノ現在ニ依リ毎年初ノ一月

内ニ左ニ掲ゲル事項ヲ遞信大臣ニ届出ヅベシ  
但シ特ニ事業年度ヲ設クルモノニ在リテハ毎年  
度末ノ現在ニ依リ翌年度ノ初ノ一月内ニ之ヲ届  
ヅベシ

一 法人ノ目的タル事業ノ狀況  
二 財産目録及收支計算表

社團法人ニ在リテハ前項ニ掲ゲル事項ノ外社員  
ノ員數ヲ届出ヅベシ前二項ノ規定ニ依ル届出ハ  
遞信大臣ヨリ補助金ノ支給ヲ受クル法人ニシテ  
命令書ノ規定ニ依リ之ト同一ノ事項ヲ届出ヅル  
場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第四條 法人ノ設立者又ハ法人ヨリ遞信大臣ニ差  
出ス願書又ハ届書ハ特ニ指定スルモノヲ除クノ  
外其ノ主タル事務所所在地ノ遞信局長ヲ經由ス  
ベシ

附則  
本令ハ大正二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 國家總動員法

昭和十三年四月一日  
法律第五十五號  
昭和十四年四月五日  
法律第六十八號改正  
昭和十六年三月三日  
法律第十九號改正

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ 戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資

- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務

七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務

八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若

ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必

要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第十二條** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集ニ付商法第二百九十七條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

**第十三條** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收

用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

**第十四條** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登錄實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

**第十五條** 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

**第十六條** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

**第十六條ノ二** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必

要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第十六條ノ三** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第十七條** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

**第十八條** 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セララル團體ハ法人トス第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**第十八條ノ二** 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ

擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラレル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課税標準ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ租税ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、貸貸料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出入若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢

トヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラレベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務

止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受ノ價格ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ

命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出入ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

三 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

四 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用者ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者

二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下

ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リ

務ニ關シ第三十一條ノ二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第三十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項（軍機ニ關スルモノヲ除ク）ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

タル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同ジ

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ他ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス

不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業

務ニ關シ第三十一條ノ二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第三十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項（軍機ニ關スルモノヲ除ク）ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク

會社經理統制令

昭和十五年十月十六日  
勅令第六百八十號  
昭和十六年九月十六日  
勅令第八百五十九號改正  
昭和十六年十二月廿六日  
勅令千二百三十四號改正

第一章 總則

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十一條



ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

- 一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト
- 二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト
- 三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト
- 四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ）二十萬圓以上ノ會社ハ每事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當

事業年度ニ付爲ス利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六

四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス  
前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得

- 一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルトキ
  - 二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラルトキ
- 會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ合併後存続スル資本金二十萬圓

（基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ）ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率
  - 二 直前ノ事業年度ノ配當率
- 左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス
- 一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一（六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率）ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
  - 二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六
  - 三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ

以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ

第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三章 役員及社員給與

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

- 一 資本金二十萬圓以上ノ會社
- 二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數常時三十人以上ノ會社

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一

ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者
- 二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社ガ前號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二條ノ勞務者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 會社ニ雇傭セララル者
- 二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業務ニ從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

- 一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ在勤手當其ノ他第二十條各

トキ

二 昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付役員報酬ヲ支給セザリシトキ

三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ但シ其ノ役員報酬ノ合計金額ガ合併後存續スル會社ノ最高報酬額ヲ超エザルトキヲ除ク

四 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

第十三條 會社ハ每事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上ゲ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 法定賞與額(閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業年度ノ純益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ謂フ以下同ジ)
- 二 前期賞與額(直前ノ事業年度ニ付支給シタ

號ニ掲グル社員手當ニ準ズル手當ヲ除ク

- 二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ)
- 三 退職金(會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

四 臨時ノ給與(會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

五 雜給與(前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ每事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ本條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ事業年度毎ノ合計金額(當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ニ付テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額)ノ中最多キ金額(以下最高報酬額ト稱ス)ヲ超ユル

ル役員賞與ノ合計金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同ジ)

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二號ノ金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額

二 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額

三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキ又ハ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給ス

ル役員賞與ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ  
法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ  
支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベ  
シ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ  
在ラズ

一 閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給  
セントスルトキ

二 閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受  
ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルト  
キ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セ  
ントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大  
臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ  
タル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定  
ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命  
令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外役  
員ニ對シ雜給與ヲ支給スルトコトヲ得ズ

第十七條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル  
給與トス

一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ  
依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ  
固定給ヲ謂フ)

二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對  
シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合  
ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル  
給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ  
施設ヲ謂フ)

三 賞與(前二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社  
ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)

四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給  
スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中  
ノ社員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)

五 臨時ノ給與(前四號ニ掲グル給與ヲ除クノ  
外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂  
フ)

第十八條 會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員  
ノ初任基本給料ヲ支給スルトコトヲ得ズ但シ轉職  
者(前職ニ於テ役員報酬、社員基本給料又ハ之  
ト同様ノ性質ヲ有スル給與ヲ受ケ居リタル者ヲ  
謂フ)又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ニ付

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大  
臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ  
タル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定  
ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命  
令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社  
員ニ對シ左ノ各號ニ掲グル手當ヲ支給スルトコト  
ヲ得ズ

一 在勤手當、僻地手當其ノ他特殊地域ニ在勤  
スルニ因リ支給スル手當

二 危険手當其ノ他生命、健康等ニ關シ危険又  
ハ有害ナル特定ノ勤務ニ従事スルニ因リ支給  
スル手當

三 居殘手當、宿直手當其ノ他特定ノ追加勤務  
ニ對シ支給スル手當

四 閣令ヲ以テ定ムル家族手當

五 食事手當又ハ被服手當

六 歩合ニ依リ支給スル手當

七 現物ヲ以テ支給スル手當

八 其ノ他閣令ヲ以テ定ムル手當

第二十一條 會社ガ每賞與期間ニ付社員ニ對シ支  
給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲グル手當以外

主務大臣ノ許可ヲ受ケテ爲ス初任基本給料ノ支  
給ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員  
ノ基本給料ノ増加支給(以下昇給ト稱ス)ヲ爲  
サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ  
前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル昇給ニハ  
之ヲ適用セズ

一 入營シタル社員(陸軍衛生部將校ノ補充及  
現役期間ノ臨時特例第四條第一項若ハ陸軍技  
術部將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例第七條  
第一項ノ規定ニ依リ短期現役ニ服スル將校又  
ハ海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造  
機科及造兵科士官現役期間特例第一條ノ規定  
ニ依リ短期現役ニ服スル士官ト爲リタル者ヲ  
含ム)、召集セラレタル社員又ハ徵用セラレ  
タル社員退營シ又ハ召集若ハ徵用ヲ解除セラ  
レ會社ノ勤務ニ服シタル場合ニ於テ勤務ニ復  
シタル後一年以内ニ當該社員ニ付爲ス昇給

二 基本給料ガ閣令ノ定ムル金額ニ達セザル社  
員ニ付爲ス昇給ニシテ其ノ昇給後ノ基本給料  
ガ閣令ノ定ムル金額ヲ超エザルモノ

ノ手當ノ當該賞與期間中ニ於ケル支給總額トノ合計金額ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エテ支給スル金額ニ付テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ賞與期間ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十三條 會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數當時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依

第四章 經費及資金

第二十九條 昭和十六年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)現在ニ於テ資本金百萬圓以上ノ會社(第二項後段ノ會社ヲ除ク)ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下機密費等ト稱ス)ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

昭和十六年九月十七日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十月一日)以後設立(合同ニ因ル設立ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加(合併ニ因ル資本増加ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社又ハ同年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)以前設立セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後若ハ資本増加後決算確定シタル事業年

リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社ニシテ本令施行後第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、役員退職金、第二十條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 削除  
第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

度ナキ會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ定メ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ  
資本金百萬圓以上ノ會社ハ機密費等ノ基準月額ヲ増額セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ資本金百萬圓以上ノ會社ニ對シ機密費等ノ基準月額ヲ減額スベキコトヲ命ズルコトヲ得

資本金百萬圓以上ノ會社ハ每事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前五項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ  
第二十九條ノ二 資本金百萬圓以上ノ會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ每事業年度ニ於ケル寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下寄附金等ト稱ス)ノ豫定額ヲ主務

大臣ニ報告スベシ  
前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ寄附金等ヲ支出セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前二項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ機密費等、寄附金等、福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出（利益金處分ニ依ルモノヲ含ム）又ハ研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出（利益金處分ニ依ルモノヲ含ム）ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ閉令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ閉令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ閉令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル帳簿ヲ整へ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ處

認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ閉令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ  
一 有價證券ノ取得又ハ處分  
二 特許權、鑛業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分  
三 資金ノ貸付又ハ借入  
主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超テテ資金ノ借入ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト

分ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 雜則

第三十八條ノ二 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ニ基ク制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社、事項及期間ヲ定メテ本令ニ基ク制限ヲ解除シ又ハ本令ニ基ク義務ヲ免除スルコトヲ得

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若ハ第三十八條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ニ關スル處分若ハ指定、命令若ハ制限ニシテ事案ノ重要ナルモノ又ハ前條ノ規定ニ依ル制限ノ解除若ハ義務ノ免除（第三十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノヲ除ク）ハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ  
會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ定メテ之ヲ定ム  
第四十條 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル

處分若ハ指定ニシテ事案ノ重要ナルモノ又ハ第三十八條ノ三ノ規定ニ依ル制限ノ解除ニシテ第三十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣但シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣及商工大臣

張所長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大藏大臣ハ財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス第三十九條及四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ  
第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣

大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條、第三十八條又ハ第三十八條ノ三ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出

府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得  
朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得  
臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス 但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

**第四十七條** 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

**第四十八條** 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

**第四十九條** 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號ノ

規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

**第五十條** 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

**第五十一條** 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

九條乃至前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定セル場合ヲ除クノ外第三條第二項第一號及第四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ亦之ヲ適用ス

附則 (昭和十六年勅令第八百五十九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付同項第一號ニ掲グル支出ノ豫定額ヲ報告シタル會社ガ當該事業年度ニ於テ其ノ豫定額ノ範圍内ニ於テ爲ス機密費等ノ支出ニハ第二十九條第五項ノ改正規定ハ之ヲ適用セズ

本令施行前會社ガ從前ノ第二十九條第一項ノ規定

**會社經理統制令施行規則**

ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付爲シタル同項第二號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告ハ之ヲ第二十九條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ爲シタル報告ト看做ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (昭和十六年勅令第二百三十四號)  
本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月十九日 閣令 第十三號  
昭和十六年九月十七日 閣令 第二十號  
昭和十六年十二月二十七日 閣令 第三十號

**第一章 利益配當及積立金**

**第一條** 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越缺損金額ノ日割平均額ヲ控

除シタル金額トス但シ當該決算確定前課税ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産償却ノ累計金額中課税上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

一 拂込資本金額

二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利益金額中利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及税金引當金ヲ除ク

三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額  
主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ノ金額ハ其ノ事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ合計金額ヲ其ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス  
前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第六條 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ得タル金額トス  
左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノトス  
一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積

タル金額又ハ償却ノ不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依リ許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依リ指定申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類並ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依リ許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出ス

立金ヨリ戻入レタル金額

二 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額

三 合併ニ因リ生ジタル差益金  
四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金  
左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金  
二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人稅、臨時利得稅、第一種所得稅、第一種所得稅附加稅及法人稅法施行規則第二十九條ニ規定スル租稅

當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス  
拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ  
百分ノ一〇・四五  
拂込資本金二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナル



トキ 拂込資本金三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナル 百分ノ 九・三五  
トキ 拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナル 百分ノ 八・一〇  
トキ 拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルト 百分ノ 七・四〇  
キ 拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルト 百分ノ 六・七〇  
トキ 拂込資本金百萬圓ヲ超エ百五十萬圓以下ナル 百分ノ 六・〇〇  
トキ 拂込資本金百五十萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 五・五〇  
トキ 拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・九五  
トキ 拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・五五  
トキ 拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・三〇  
トキ 拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・九〇  
キ 拂込資本金七百萬圓ヲ超エ千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・五五

拂込資本金千萬圓ヲ超エ千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・一五  
拂込資本金千五百萬圓ヲ超エ二千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・九〇  
拂込資本金二千萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・七五  
拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ三千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・六〇  
拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・四〇  
拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・二五  
拂込資本金五千萬圓ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・一〇  
キ 拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・八五  
拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 一・六五  
拂込資本金一億五千萬圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・五五  
拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 一・四五

ルトキ 拂込資本金二億五千萬圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・四〇  
拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・二五  
拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・二〇  
拂込資本金五億圓ヲ超ユルトキ 百分ノ 一・〇〇

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス  
前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス  
第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ  
第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケン

トスル會社ハ別表第八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額（年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三十、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ）トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百十二相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷又ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十六條ノ二 令第十八條ノ規定ニ依リ轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ二様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九條ノ限度ハ各昇給期ニ於ケル昇給該當者（令第十九條第二項各號ノ昇給該當者ヲ除ク以下同ジ）ノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日（初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日）後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス

第十七條ノ二 令第十九條第二項第二號ノ金額ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額トシタル金額トス

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ基本給

五 特殊地域通勤手當  
六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當  
七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ従事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盜用防止手當  
八 保險料ノ補給  
九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益  
十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ

料月額百圓以下ノ者ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額（其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓）ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一 配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）  
二 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者  
三 滿十八歳未滿ノ子ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四 不具癱疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

- 一 傷病手當
- 二 休職者ニ對スル手當
- 三 應召者又ハ入營者ニ對スル手當
- 四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當

第二十一條 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス

第二十二條 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際令第三章ノ規定ノ適用ヲ受ケル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内ニ、其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受ケルニ至リタル後三十日以内ニ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ主務

大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ  
會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

一 當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

(甲) 國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ヲ以テ支給シ又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ金錢信託ノ通帳若ハ證書ヲ本人又ハ家族ノ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ヲ生ジタル場合ノ外當該社員ノ退職ニ至ル迄保管スルモノ

(乙) 當該會社ニ於ケル國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ル貯蓄(國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ

買入又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ニシテ組合規約ノ定ムル所ニ依リ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ賣却又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ信託シタル金錢ノ拂戻ニ付組合長ノ承認ヲ要スルモノニ限ル)ト爲サシムルモノ

(丙) (甲)又ハ(乙)ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法

二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十六條 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依ル社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受

ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケル會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項ノ基準月額トハ昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年

度ニ以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ニ於テ支出シタル機密費等ノ合計金額ヲ其ノ二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度ニ以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ昭和十六年十月十六日迄ニ別表第十九號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十二條 令第二十九條第二項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケベキ會社ハ昭和十六年九月十七日以後設立セラレタル會社又ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社ニ在リテハ其ノ設立又ハ合併後資本増加又ハ合併ニ因リ資本百萬元以上ト爲リタル會社ニ在リテハ其ノ資本増加又ハ合併後三十日以内ニ、同月十六日以前設立セラレタル會社若ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ資本増加若ハ合併ニ因リ資本百萬元以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後、資本増加後又ハ合併後

決算確定シタル事業年度ナキ會社ニ在リテハ同年十月十六日迄ニ別表第二十號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十三條 令第二十九條第三項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ノ増額ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十四條 令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル金額ヲ超ユル機密費等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十一號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十四條ノ二 令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ審附金等ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ每事業年度開始ノ三十日前迄(設立又ハ合併ニ因ル設立後最初ノ事業年度ニ在リテハ其ノ事業年度開始後三十日以内)ニ別表第二十二號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前ニ開始スル事業年度(同年九月十七日以後ノ設立又ハ合併ニ因ル設立後最初ノ事業年度

ヲ除ク)ニ關スル報告書ハ同年十月十六日迄ニ之ヲ提出スベシ

會社ガ前項ノ報告ヲ爲シタル後當該事業年度終了前他ノ會社ヲ合併シタル爲寄附金等ノ豫定額ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於テ合併後三十日以内ニ變更シタル豫定額ヲ別表第二十二號様式ニ依リ主務大臣ニ報告シタルトキハ其ノ變更シタル豫定額ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額ト看做ス

第三十四條ノ三 令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告額ヲ超ユル寄附金等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十五條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ  
一 額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ  
二 株式二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ  
三 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル

株式ヲ取得セントスルトキ

四 株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ

五 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株數ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下トナルベキトキ

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セララルル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ

二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式ノ引受ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

四 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ

於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存續スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ

六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取得スルトキ

七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ取得スルトキ

八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ

會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ會社ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ  
第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グルル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 銀行

二 信託會社

三 保險會社

四 無盡會社  
 五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社  
 六 有價證券業取締法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社  
 七 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所  
 八 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所ノ會員又ハ取引員タル會社  
 九 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社

第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ  
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及價額ニ關スル明細書

第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權、鑛業權又ハ漁業權（以下無體財產權ト總稱

ス）ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ價額ガ一件五萬圓未滿ナルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資本増加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金、出資金又ハ現物出資ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 四 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
- 五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付必要ナル無體財產權ヲ取得スルトキ

六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ  
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表等二十六號様式ニ依ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ  
 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 四 會社ノ現在ノ借入金ノ借入先、種類、金額、便途其ノ他ニ關スル明細書

第四章 諸 報 告

第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七號様式ニ依ル會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬圓未滿ノ會社（相互會社ヲ除ク）ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十八號様式ニ依ル會社概況報告書ニ最終ノ貸借對照表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ每事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ  
前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

得  
主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 本令(第三十六號、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ届書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成シ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ所轄スル財務局出張所ヲ經テ提出スベシ

一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

二 令第四十一條第一項第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣(同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣二以上アルトキハ會社ノ營業事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣)ニ直接提出スベシ

一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書  
二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金及給與狀況調書  
三 別表第三十三號様式ニ依ル特殊支出調書  
四 財産目錄、貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類

第五節 雜則  
第四十三條ノ二 左ノ各號ニ掲グル許可又ハ承認ニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項前段ノ期間ハ之ヲ十日トス

一 令第二十四條第二項ノ規定ニ依ル承認ニシテ令第二十四條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スルモノ  
二 令第二十五條ノ規定ニ依ル許可ニシテ令第二十四條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ニ關スルモノ

第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ届書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

三 前號ノ場合ヲ除クノ外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ  
四 前三號ニ掲グル會社以外ノ會社ニシテ資本金五百萬圓以上ノモノ又ハ主務大臣ノ指定シタルモノハ之ヲ三通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

五 前四條ニ掲グル會社以外ノ會社第三十一條乃至第三十四條ノ三ノ規定ニ依リ報告書又ハ申請書ヲ提出セントスルトキハ之ヲ三通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附則  
本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
附則 (昭和十六年九月十七日閣令第二十二號)  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
附則 (昭和十六年十二月閣令第三十號)  
本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

八篇 會社經理統制令施行規則  
別表

區分	標準	基本給料月額額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者		八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者		七十五圓但シ卒業一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者		七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓五十錢ヲ加算シタル金額
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者		六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者		四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者		四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額

中學校令ニ依ル中學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者		四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者		三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
國民學校令ニ依ル國民學校高等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者		二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
國民學校令ニ依ル國民學校初等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者		二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額

(別表様式及様式記載心得ヲ略ス)

### 許可認可等行政事務處理簡捷令

昭和十六年十一月十五日  
勅令第九百六十七號

第一條 行政廳ハ許可、認可等ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ處理スベシ

第二條 國家總動員法（關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百十七號ヲ含ム）及閣令ヲ以テ指定スル法令ニ基キ許可、認可、免許又ハ承認ヲ要スル事項（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ニ付テハ處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由セズシテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ處分行政廳ニ於テ、處分行政廳ニ他ノ行政廳ヲ經由シテ申請書ヲ提出スベキ場合ニ在リテハ經由行政廳（經由行政廳ニ以上アルトキハ最下級經由行政廳）ニ於テ申請書ヲ受取リタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ處分行政廳又ハ經由行政廳其ノ申請ニ關シ申請者（其ノ承繼人ヲ含ム以下同ジ）ニ對シ文書ニ依ル指令、照會又ハ通知ヲ發

セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ許可、認可、免許又ハ承認アルモノト看做ス處分行政廳又ハ經由行政廳照會ニ對スル文書ニ依ル回答ニ接シ又ハ文書ニ依ル通知ヲ發シタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ申請ニ關シ文書ニ依ル指令、照會又ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ  
特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得  
第三條 前條ノ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル處分ヲ爲スニ付關係行政廳ノ協議（共管ノ場合ニ於ケル合議ヲ含ム以下同ジ）ヲ要スル場合（閣令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク）ニ於テ甲行政廳ノ協議ニ關スル文書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依ル照會又ハ回答（合議ニ關スル文書ノ回付ヲ含ム）ニ接セザルトキハ甲行政廳ハ協議調ヒタルモノト看做スコトヲ得乙行政廳ヨリノ文書ニ依ル照會ニ對スル甲行政廳ノ回答書ノ乙行政廳ニ到達シタル日ノ翌日ヨリ起算シ十日以内ニ甲行政廳ニ於テ文書ニ依ル照會又ハ回答（合議ニ關スル文書ノ回付ヲ含ム）ニ接セザルトキ

亦同ジ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四條 經由行政廳ハ第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請書ヲ受取リタルトキハ受取リタル日ノ翌日ヨリ起算シ七日以内ニ（經由行政廳ニ於テ同期間内ニ申請者ニ對シ文書ニ依ル照會ヲ發シタルトキハ之ニ對スル文書ニ依ル回答ニ接シタル日ノ翌日ヨリ起算シ七日以内ニ）申請書ヲ處分行政廳又ハ上級經由行政廳ニ發送スベシ

特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條 第二條ノ許可、認可、免許又ハ承認ノ申請者ハ行政廳ニ於テ申請書又ハ照會ニ對スル回答書ヲ受取リタルコトノ證明及同條ノ規定ニ依リ許可、認可、免許又ハ承認アリタルモノト看做サレタル場合ニ於テハ許可、認可、免許又ハ承認ニ關スル證明ヲ受クルコトヲ得  
前項ノ證明ニ關シテハ命令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

附則

本令中第一條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十七年一月一日ニ於テ又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル閣令施行ノ際現ニ申請書ヲ受取ラレアル事項ニ關シテハ同條乃至第四條ノ期間ノ起算日ガ昭和十七年一月一日前又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル閣令施行前ナル場合ニ於テハ同條乃至第四條ノ期間ハ昭和十七年一月一日又ハ第二條ノ規定ニ依リ法令ヲ指定スル閣令施行ノ日ヨリ之ヲ起算スルモノトス

### 許可認可等行政事務處理簡捷令施行規則

昭和十七年一月十日  
逓信省令第四號

第一條 電力調整令施行規則第一條ノ規定ニ依ル認可ニシテ同條第一號ニ該當スルモノニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令（以下令ト稱ス）第二條第一項ニ規定スル期間ハ當該認可ヲ申請スベキ期間滿了ノ日ノ翌日ヨリ起算シ之ヲ二月



トス

第二條 左ニ掲グル認可ニ付テハ令第二條第一項ニ規定スル期間ハ當該認可ヲ申請スベキ期間満了ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

一 電力調整令施行規則第一條ノ規定ニ依ル認可ニシテ同條第二號ニ該當スルモノ

二 船員使用等統制令第八條ノ規定ニ依ル認可

第三條 電力調整令施行規則第一條ノ規定ニ依リ申請書ヲ受理セラレタルモノニ付テハ前二條ノ規定ヲ適用セズ

第四條 電力調整令施行規則第三條ノ規定ニ依リ認可ニ付テハ令第二條第一項ニ規定スル期間ハ當該認可ノ申請書ヲ受取りタル月ノ翌月一日ヨリ之ヲ起算ス

第五條 國家總動員法ニ基キ遞信大臣、遞信局長、海務局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）（遞信大臣ノ委任ニ因リ權限ヲ有スル場合ニ限ル）ノ爲ス許可、認可又ハ承認ニ關シ令第五條ノ規定ニ依リ證明ヲ受ケントスル者ハ同條第一項前段ノ證明ヲ受ケントスル場合ニ於テハ當該申請書又ハ回答書ヲ最初ニ受取りタル官廳ニ對シ、同條第

一項後段ノ證明ヲ受ケントスル場合ニ於テハ當該許可、認可又ハ承認ノ處分官廳ニ對シ文書ヲ以テ其ノ旨請求スベシ  
申請書又ハ回答書提出ノ際當該申請書又ハ回答書ヲ受取りタルコトノ證明ヲ受ケントスル場合ニ限リ前項ノ規定ニ依リ請求ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得  
申請書又ハ回答書ニ添ヘ表面ニ宛先トシテ當該申請者又ハ回答者ノ住所及名ヲ、裏面ニ當該申請書又ハ回答書ノ日附、番號及題名ヲ記載シタル郵便葉書ヲ返信用トシテ提出シタルトキハ當該申請書又ハ回答書ヲ受取りタルコトノ證明ノ請求アリタルモノト看做ス  
第二項及前項ノ場合ヲ除クノ外第一項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返信用トシテ郵便葉書又ハ四錢ノ郵便切手ヲ當該請求書ニ添附スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
電力調整令施行規則第一條ノ規定ニ依リ認可ニシテ本令施行ノ日ニ於テ現ニ申請書ノ受取ラレアルモノニ付テハ受電開始豫定期日ガ昭和十七年九月三十日以前ノモノニ在リテハ令第二條第一項ニ規定スル期間ハ之ヲ二月トス

電氣ニ關スル遞信局ノ管轄區域ノ件

昭和十一年七月十三號  
遞信省告示第二千七百十三號  
昭和十四年七月  
遞信省告示第二千四百四十一號改正  
昭和十七年四月  
遞信省告示第五百三十七號改正

電氣ニ關スル管轄區域別表ノ通定ム

別表 電氣ニ關スル遞信局ノ管轄區域

局名 管轄區域  
東京地方遞信局  
東京府、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、靜岡縣（熱海市、三島市、沼津市、田方郡、賀茂郡、駿東郡、富士郡ニ限ル）、山梨縣  
名古屋遞信局  
愛知縣、三重縣（大阪遞信局ノ管轄區域ニ屬スルモノヲ除ク）、岐阜縣（大阪遞信局ノ管轄

八篇 電氣ニ關スル遞信局ノ管轄區域ノ件

區域ニ屬スルモノヲ除ク）、長野縣、福井縣（大阪遞信局ノ管轄區域ニ屬スルモノヲ除ク）  
石川縣、富山縣、靜岡縣（東京地方遞信局ノ管轄區域ニ屬スルモノヲ除ク）

大阪遞信局

大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、三重縣南牟婁郡（新鹿村、荒坂村、南輪内村、北輪内村、泊村ヲ除ク）、岐阜縣（不破郡、今須村ニ限ル）、福井縣（大飯郡、遠敷郡、三方郡ニ限ル）

廣島遞信局

廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、德島縣、高知縣

熊本遞信局

熊本縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣

仙臺遞信局

宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、新潟縣

札幌遞信局

北海道

附  
錄

土地收用法

(明治三十三年三月法律第二十九號)

河川法

(明治二十九年四月法律第七十一號)

道路法

(大正八年四月法律第五十八號)

電氣瓦斯稅法

(昭和十七年二月法律第五十八號)

土地收用法

明治三十三年三月  
法律第二十九號  
大正三年三月  
法律第十五號改正  
昭和二年四月  
法律第三十九號改正  
昭和六年四月  
法律第五十三號改正

第一章	總則
第二章	事業ノ準備
第三章	事業ノ認定
第四章	收用ノ手續
第五章	收用ノ審査會
第六章	損失ノ補償
第七章	費用ノ效果
第八章	費用ノ負擔
第九章	監督、強制及罰則
第十章	訴訟願及訴訟
附則	

土地收用法

附錄 土地收用法

第一章 總則

第一條 公共ノ利益ト爲ルベキ事業ノ爲之ニ要スル土地ヲ收用又ハ使用スルノ必要アルトキハ其ノ土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含ス

第二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一 國防其ノ他軍事ニ關スル事業

二 皇室陵墓ノ營建又ハ神社若ハ官公署ノ建設ニ關スル事業

三 社會事業又ハ教育若ハ學藝ニ關スル事業

四 鐵道、軌道、索道、專用自動車道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用惡水路、溜池、船渠、港灣、埠頭、水道、下水、國立公園、市場、電氣裝置、瓦斯裝置又ハ火葬場ニ關スル事業

五 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ國道府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ施設スル事業

第二條ノ二 現ニ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ

得ル事業ノ用ニ供スル土地ハ特別ノ必要アル場合ニ非ザレバ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ズ

第三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル起業者ノ權利義務ハ事業ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス

第四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ起業者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第五條 本法ニ於テ土地所有者ト稱スルハ收用又ハ使用スベキ土地ノ所有者ヲ謂フ  
本法ニ於テ關係人ト稱スルハ收用又ハ使用スベキ土地又ハ其ノ土地ニ在ル建物ニ關シテ權利ヲ有スル者ヲ謂フ

第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後其ノ土地又ハ其ノ土地ニ在ル建物ニ關シテ權利ヲ取得シタル者ハ關係人ト看做サズ但シ既存ノ權利ヲ承繼シタル者ハ此ノ限りニ在ラズ

第六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル期間ノ計算法、通知ノ方法及書類ノ送達ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ガ事業ノ準備ノ爲其ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ本條ノ許可又ハ通知ヲ要セズ

第十條 前條ノ場合ニ於テハ起業者ハ立入ルベキ日ヨリ五日前ニ其ノ日時及場所ヲ市町村長ニ通知スベシ市町村長ハ之ヲ公告シ又ハ其ノ土地占有者ニ通知スベシ

邸内ニ立入ル場合ニ於テハ起業者ハ豫メ其ノ占有者ニ通知スベシ  
日出前日没後ハ起業者ハ占有者ノ承諾アルニ非ザレバ邸内ニ立入ルコトヲ得ズ

第十一條 第九條ノ規定ニ依ル測量又ハ検査ノ爲必要アルトキハ起業者ハ行政廳ノ許可ヲ得テ障害物ヲ除却スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ障害物ノ除却ヲ爲ス場合ニ於テハ起業者ハ三日前ニ其ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

第三章 事業ノ認定

第十二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ内務大臣之ヲ認定ス但シ軍機ニ關スル事業ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 本法ノ規定ハ水ノ使用ニ關スル權利其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ收用又ハ使用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第七條ノ二 本法ハ第二條ニ規定スル事業ノ用ニ供スベキ土地ニ定著スル物件又ハ之ニ關スル權利ヲ其ノ事業ノ用ニ供スル爲ニ收用又ハ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 本法ノ規定ハ土地ニ屬スル土石砂礫ノ收用ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二章 事業ノ準備

第九條 事業ノ準備ノ爲必要アルトキハ起業者ハ事業ノ種類及立入ルベキ土地ノ區域ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ得テ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ宮内省又ハ國ノ起業者ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務大臣ハ之ヲ地方長官ニ通知スベシ

地方長官前項ノ許可ヲ與ヘ又ハ通知ヲ受ケタルトキハ起業者、事業ノ種類及立入ルベキ土地ノ區域ヲ公告シ又ハ之ヲ其ノ土地占有者ニ通知スベシ

第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者

第十三條 起業者ガ前條ノ認定ヲ受ケントスルトキハ事業計畫書及圖面ヲ添ヘ地方長官ヲ經由シテ内務大臣ニ申請スベシ但シ起業者ガ宮内省又ハ國ナルトキハ宮内大臣又ハ主務大臣ハ事業計畫書及圖面ヲ添ヘ内務大臣ニ請求スベシ

第十四條 内務大臣ガ認定ヲ爲シタルトキハ起業者及事業ノ種類並起業地ヲ公告スベシ

第十五條 天災事變ニ際シ急施ヲ要スル事業ノ爲土地ヲ使用スルトキハ市町村長ハ其ノ事業ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ事業ガ宮内省、國又ハ道府縣ノ起業者ニ係ルトキハ宮内大臣、主務大臣又ハ道廳長官府縣知事ハ事業ノ種類、使用スベキ土地ノ區域及使用ノ期間ヲ市町村長ニ通知スベシ

前二項ノ使用ノ期間ハ六箇月ヲ超ユルコトヲ得ズ  
軍事上臨時急施ヲ要スル事業ノ爲土地ヲ使用スルトキハ主務大臣ハ使用スベキ土地ノ區域ヲ市町村長ニ通知スベシ

第十六條 起業者ガ市町村長ノ認定ヲ受ケムトスルトキハ事業ノ種類、使用スベキ土地ノ區域及

使用ノ期間ヲ定メ市町村長ニ申請スベシ

第十七條 市町村長ガ認定ヲ爲シタルトキ又ハ第十五條第二項ノ通知ヲ受ケタルトキハ起業者、事業ノ種類、使用スベキ土地ノ區域及使用ノ期間ヲ土地所有者及占有者ニ通知スベシ  
市町村長ガ第十五條第四項ノ通知ヲ受ケタルトキハ使用スベキ土地ノ區域ヲ土地所有者及占有者ニ通知スベシ

第十八條 起業者ガ内務大臣ノ認定ノ公告ノ後三箇年內ニ第十九條ノ申請ヲ爲サザルトキハ其ノ認定ハ效力ヲ失フ

第四章 收用ノ手續

第十九條 内務大臣ノ認定ノ公告ノ後起業者ノ申請ニ依リ地方長官ハ收用又ハ使用スベキ土地ノ細目ヲ公告シ又ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スベシ  
軍機ニ關スル事業ニ付テハ主務大臣ハ地方長官ニ收用又ハ使用スベキ土地ノ細目ヲ通知シ地方長官ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スベシ

第十九條ノ二 前條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後ハ土地所有者及關係人ハ事業ニ支障ヲ及ボス

長官立會人ヲ指定スベシ

起業者、土地所有者及關係人ハ本條ノ規定ニ依リ作りタル調書ノ記載事項ニ對シ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

第二十二條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地所有者及關係人ニ協議ヲ爲スベシ  
前項ノ協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ起業者ハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

第二十三條 收用審査會ノ裁決ヲ求メムトスルトキハ起業者ハ其ノ申請書ニ左ニ掲ゲタル書類ヲ添ヘ地方長官ニ差出スベシ但シ軍機ニ關スル事業ニ付テハ事業計畫書及圖面ヲ添フルコトヲ要セス

- 一 事業計畫書及圖面
- 二 市區町村別ニ左ニ掲ゲタル事項ヲ記載シタル書類
  - 收用又ハ使用スベキ土地ノ番號、地目
  - 收用又ハ使用スベキ土地ノ面積及其ノ土地ニ在ル物件ノ種類、數量但シ土地物件ガ分

虞ナキ場合ヲ除クノ外行政廳ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ收用又ハ使用スベキ土地ノ形質ヲ變更シ又ハ第七條ノ二ノ物件ヲ損壞若ハ收去スルコトヲ得ズ

第二十條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後ハ起業者ハ其ノ土地ニ立入り土地物件ヲ調査スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ起業者ハ立入ルベキ日ヨリ三日前ニ其ノ日時及場所ヲ其ノ土地占有者ニ通知スベシ  
日出前日没後ハ占有者ノ承諾アルニ非ザレバ邸內ニ立入ルコトヲ得ズ

第二十一條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者ハ土地所有者及關係人ト共ニ土地物件ニ關スル調書ヲ作ルベシ  
前項ノ場合ニ於テ土地所有者又ハ關係人ガ調書ヲ作ルコトヲ拒ミタルトキ其ノ他之ト共ニ調書ヲ作ルコト能ハザルトキハ起業者ハ市町村長ノ立會ヲ以テ之ヲ作ルベシ市町村長ガ起業者ナルトキ又ハ起業者ニ對シ第四十條第二項ニ掲ゲタル關係ヲ有スルトキハ起業者ノ申請ニ依リ地方

制ヲ來スベキ場合ニ於テハ其ノ全部ノ面積建坪等ヲ併記スベシ  
損失補償ノ見積金額及内譯  
收用ノ時期又ハ使用ノ時期、期間  
土地所有者及關係人ノ氏名、住所  
三 第二十一條ノ規定ニ依ル土地物件ニ關スル調書又ハ其ノ寫

收用審査會ノ裁決ヲ求メタルトキハ起業者ハ同時ニ土地所有者及關係人ニ通知スベシ

第二十四條 地方長官前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ヲ市町村長ニ送付スベシ但シ同條第一項第三號ノ書類ハ此ノ限ニ在ラズ

市町村長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク公告ヲ爲シ公告ノ日ヨリ一週間之ヲ公衆ノ縦覽ニ供スベシ

第二十五條 土地所有者及關係人ハ前條縦覽期間ノ初日ヨリ二週間內ニ地方長官ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ前條ノ期間ヲ經過シタル後收用審査會ヲ開クベシ

第二十七條 收用審査會ハ開會ノ日ヨリ一週間內

ニ裁決ヲ爲スベシ但シ地方長官ハ必要ト認ムルトキハ二週間内ノ延期ヲ爲スコトヲ得

**第二十八條** 收用審査會ガ前條ノ期間内ニ裁決ヲ爲サザルトキハ地方長官ハ事情ヲ具シ内務大臣ノ指揮ヲ請フベシ内務大臣ハ收用審査會ニ一定ノ期間内ニ裁決ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ之ニ代テ裁決ヲ爲スベキコトヲ地方長官ニ命ズルコトヲ得

收用審査會ガ前項ノ期間内ニ裁決ヲ爲サザルトキハ地方長官ハ之ニ代テ裁決ヲ爲スベシ

**第二十九條** 收用審査會ガ招集ニ應ズ又ハ成立セザルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ之ニ代テ裁決ヲ爲スコトヲ得事業ノ急施ヲ要スルトキ亦同ジ

**第三十條** 收用審査會ガ裁決ヲ爲シタルトキハ其ノ裁決書ノ謄本ヲ添ヘ地方長官ニ報告スベシ

**第三十一條** 前條ノ報告ヲ受ケ又ハ收用審査會ニ代テ裁決ヲ爲シタル時ハ地方長官ハ裁決書ノ謄本ヲ起業者、土地所有者及關係人ニ送達スベシ

**第三十二條** 軍機ニ關スル事業又ハ内務大臣ノ認定シタル事業ノ施行ニ因リテ必要ヲ生ジタル道

路、堤防其ノ他公用ニ供スル工作物ノ新築、改築又ハ増築ノ爲土地ヲ收用又ハ使用スルトキハ地方長官ノ許可ヲ得テ直ニ本章ノ規定ニ依ルコトヲ得

**第三十三條** 市町村長ガ認定ヲ爲シ又ハ第十五條第二項若ハ第四項ノ通知ヲ受ケタルトキハ第七條ノ通知ノ後起業者ヲシテ直ニ其ノ土地ヲ使用セシムルコトヲ得但シ損失ノ補償ニ關シテハ本法ノ規定ニ依ルベシ

**第三十四條** 起業者ガ第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後一箇年内ニ收用審査會ノ裁決ヲ求メザルトキハ其ノ公告又ハ通知ハ效力ヲ失フ

**第五章 收用審査會**

**第三十五條** 收用審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ左ニ掲ゲタル事項ヲ定メテ收用又ハ使用ノ裁決ヲ爲スモノトス

- 一 收用又ハ使用スベキ土地ノ區域
- 二 損失ノ補償
- 三 收用ノ時期又ハ使用ノ時期、期間

起業者ノ申請ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反スルトキハ收用審査會ハ却下ノ

裁決ヲ爲スベシ

**第三十六條** 收用審査會ハ會長一人委員六人ヲ以テ之ヲ組織ス

**第三十七條** 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ議事其ノ他ノ會務ヲ統理シ會ヲ代表ス

**第三十八條** 委員ハ高等文官及道府縣名譽職參事會員各三人ヲ以テ之ニ充ツ

高等文官ニシテ委員タルベキ者ハ内務大臣之ヲ命ジ道府縣名譽職參事會員ニシテ委員タルベキ者ハ其ノ互選トス

**第三十九條** 收用審査會ハ委員半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

收用審査會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

**第四十條** 委員ガ起業者、土地所有者又ハ關係人ナルトキハ收用審査會ノ議事ニ參與スルコトヲ得ズ

委員ガ起業者、土地所有者若ハ關係人ノ配偶者、四親等内ノ親族、戸主、家族、代理人及保佐人ナルトキ又ハ起業者、土地所有者若ハ關係人タル市町村ノ市町村長、合名會社ノ社員、合資會

社及株式合資會社ノ無限責任社員、株式會社ノ取締役及監査役其ノ他法人ノ理事及監事ナルトキ亦前項ニ同ジ

本條ノ規定ニ依リ委員ノ數減少シテ前條第一項ノ數ヲ得ザルトキハ地方長官ハ左ニ掲ゲタル順序ニ從ヒ其ノ本條ノ規定ニ抵觸セザル者ノ内ヨリ臨時ニ指名シテ之ヲ補充スベシ

- 一 道府縣名譽職參事會員
- 二 道府縣名譽職參事會員ノ補充員
- 三 道府縣會議員

**第四十一條** 收用審査會ノ裁決ハ起業者、土地所有者及關係人ノ申立タル範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ

**第四十二條** 收用審査會ハ必要ト認ムルトキハ鑑定人ヲ選ビ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

前項ノ鑑定人ニ付テハ第四十條ノ規定ヲ準用ス

**第四十三條** 收用審査會ハ必要ト認ムルトキハ起業者、土地所有者又ハ關係人ヲ呼出シ其ノ意見ヲ聽クコトヲ得

收用審査會ハ事實參考ノ爲必要ト認ムルトキハ前項ニ掲ゲル者以外ノ者ヲ呼出シ其ノ供述ヲ聽

クコトヲ得

第四十四條 裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ會長之ニ署名捺印スベシ

裁決書ノ謄本ニハ會ノ印章ヲ押捺スベシ

第四十五條 鑑定人及事實參考人ハ旅費及手當ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條 二府縣以上ニ渉ル事業ニ係ルトキハ關係地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ合同シテ收用審査會ヲ開クコトヲ得

第六章 損失ノ補償

第四十七條 土地所有者及關係人ノ受クル損失ハ起業者之ヲ補償スベシ

損失ノ補償ハ各人別ニ之ヲ爲スベシ但シ其ノ各人別ニ見積リ難キトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 收用スベキ土地物件ニ付テハ相當ノ價格ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

使用スベキ土地ニ付テハ其ノ土地及近傍類地ノ料金ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

第四十九條 土地ノ一部ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ殘地ノ價格ヲ減ジ其ノ他殘地ニ關シ損失ヲ生ズベキトキハ其ノ損失ヲ補償スベシ

ノ通常受クベキ損失ハ之ヲ補償スベシ

第五十五條 土地ノ使用ガ三箇年以上ニ互ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ若ハ使用スベキ土地ニ建物アルトキハ所有者ハ其ノ土地ノ收用ヲ請求スルコトヲ得但シ空間ヲ使用スル場合ニ於テ土地ノ使用ヲ妨ゲザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後行政廳ノ許可ヲ得ズシテ土地ノ形質ヲ變更シ又ハ工作物ノ新築、改築、増築若ハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加増置シタル土地所有者又ハ關係人ハ之ニ關スル損失ノ補償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第五十七條 第九條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ土地ニ立入り測量、検査又ハ調査ヲ爲スニ因リテ他人ニ及ボシタル損失ハ起業者之ヲ補償スベシ

第五十八條 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者ガ事業ヲ廢止變更シタルニ因リテ土地所有者又ハ關係人ノ受ケタル損失ハ之ヲ補償スベシ

第五十九條 前二條ノ補償ニ付キ協議調ハザルト

第五十條 土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハザルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十一條 收用又ハ使用スベキ土地ニ在ル物件ハ移轉料ヲ補償シテ移轉セシムベシ但シ物件ノ分割ヲ來シ其ノ全部ヲ移轉スルニ非ザレバ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハザルトキハ所有者ハ其ノ全部ノ移轉料ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ物件ヲ移轉スルニ因リテ從來用キタル目的ニ供スルコト能ハザルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條 前條ノ移轉料ニシテ其ノ物件ノ相當價格ヲ超ユル場合ニ於テハ起業者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十三條 土地ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ通路、溝渠、塙柵其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築又ハ修繕ヲ爲ス必要ヲ生ズルトキハ其ノ費用ヲ補償スベシ

第五十四條 前條ニ規定シタルモノノ外土地ヲ收用又ハ使用スルニ因リテ土地所有者及關係人

キハ地方長官ノ決定ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三十一條及第四十一條乃至第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第七章 收用ノ效果

第六十條 起業者ハ收用又ハ使用ノ時期迄ニ補償金ヲ拂渡スベシ

左ニ掲ゲタル場合ニ於テハ補償金ヲ供託スルコトヲ得

- 一 補償金ヲ受クベキ者ガ其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ受領スルコト能ハザルトキ
- 二 起業者ガ過失ナクシテ補償金ヲ受クベキ者ヲ確知スルコト能ハザルトキ
- 三 起業者ガ收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決定ニ對シテ不服アルトキ但シ補償金ヲ受クベキ者ノ請求アルトキハ起業者ハ自己ノ見積金額ヲ拂渡スベシ
- 四 起業者ガ補償金拂渡ノ差押又ハ假差押ヲ受ケタルトキ

第六十一條 土地所有者及關係人ハ收用又ハ使用ノ時期迄ニ土地物件ヲ引渡シ又ハ物件ヲ移轉スベシ但シ左ニ掲ゲタル場合ニ於テハ起業者ノ請

求ニ依リ市町村長ハ土地所有者及關係人ニ代ルモノトス

一 土地所有者及關係人ガ土地物件ヲ引渡シ又ハ物件ヲ移轉スルコト能ハザルトキ  
二 起業者ノ過失ナクシテ土地所有者及關係人ヲ確知スルコト能ハザルトキ

第六十二條 起業者ガ收用又ハ使用ノ時期迄ニ補償金ノ拂渡又ハ供託ヲ爲サザルトキハ收用審査會ノ裁決ハ其ノ效力ヲ失フ但シ土地所有者及關係人ガ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第六十三條 土地物件ヲ收用スルトキハ收用ノ時期ニ於テ所有權ハ起業者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

土地ヲ使用スルトキハ其ノ權利ハ使用ノ時期ニ於テ起業者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用ヲ妨ゲザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六十四條 收用審査會ノ裁決ノ後收用又ハ使用スベキ土地物件ガ土地所有者又ハ關係人ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リテ滅失又ハ毀損シタル時ハ其ノ滅失又ハ毀損ハ起業者ノ負擔ニ歸ス

同ノ公告終了ノ日ヨリ六箇月内ニ舊所有者又ハ其ノ相續人ガ買受ノ通知ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ

第八章 費用ノ負擔

第六十八條 起業者、土地所有者及關係人ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル手續其ノ他ノ行為ヲ爲シ又ハ義務ヲ履行スル爲ニ要シタル費用ハ各其ノ負擔トス

第六十九條 收用審査會ニ要シタル費用ハ命令ヲ以テ別ニ負擔者ヲ定メタルモノヲ除クノ外府縣ノ負擔トス第五十九條ノ場合ニ要シタル費用ニ付テ亦同ジ

第七十二條ノ規定ニ依リ收用審査會ノ裁決ヲ取消シタル場合ニ於テ更ニ開クベキ收用審査會ニ要シタル費用ハ之ヲ起業者、土地所有者及關係人ニ負擔セシムルコトヲ得ズ

第七十條 第七十三條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ガ義務者ノ爲スベキ事項ヲ自ラ執行シ又ハ他人ヲシテ執行セシメタル爲ニ要シタル費用ハ府縣ノ負擔トス  
府縣ハ前項ノ費用ヲ各其ノ義務者ヨリ徵收スル

第六十五條 先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ收用又ハ使用ニ因リテ債務者ガ受クベキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スベシ

第六十六條 收用ノ時期ヨリ二十箇年内ニ事業ノ廢止其ノ他ノ事故ニ因リテ收用シタル土地ノ全部又ハ一部ガ不用ニ歸シタルトキハ舊所有者又ハ其ノ相續人ハ補償價格ヲ以テ之ヲ買受ルコトヲ得但シ第五十條ノ規定ニ依リテ收用シタル殘地ハ其ノ接續部分ノ不用ニ歸シタル時ニ非ザレバ之ヲ買受ルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ買受ハ第三者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第一項ノ期間内ニ於テ收用シタル土地ヲ他ノ軍機ニ關スル事業又ハ内務大臣ノ認定シタル事業ニ供スルトキハ不用ニ歸シタルモノト看做サズ

第六十七條 前條ノ不用ノ土地アルトキハ起業者ハ舊所有者又ハ其ノ相續人ニ通知スベシ但シ起業者ノ過失ナクシテ之ヲ確知スルコト能ハザルトキハ少クトモ三回ノ公告ヲ爲スベシ  
前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ二箇月内又ハ第三

コトヲ得但シ其ノ義務者ノ受領スベキ補償金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第七十一條 土地所有者又ハ關係人ノ負擔スベキ費用ハ第六十一條但書ノ場合ニ於テハ市町村ノ負擔トス

第九章 監督、強制及罰則

第七十二條 收用審査會ガ其ノ權限ヲ超エ又ハ法令ノ規定ニ違反シテ爲シタル裁決ハ内務大臣之ヲ取消スルコトヲ得

第七十三條 義務者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル義務ヲ履行セズ又ハ之ヲ履行スルモノ一定ノ期間内ニ終了スル見込ナキトキハ地方長官ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ他人ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

義務者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル義務ヲ履行セザル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ルコト能ハザルトキハ地方長官ハ直接ニ之ヲ強制スルコトヲ得

第七十四條 前章ノ規定ニ依リ私人ノ負擔スベキ費用ヲ支出セザル者アルトキハ行政廳ハ國稅滯



納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得  
前項ノ費用ニ付テハ行政廳ハ國稅ニ次ギ先取特  
權ヲ有ス

**第七十五條** 第九條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ行  
政廳ノ許可ヲ得ズシテ土地ニ立入り又ハ障害物  
ヲ除却シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處  
ス

**第七十六條** 第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知  
アリタルコトヲ知りタル者第十九條ノ二ノ規定  
ニ違反シタルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料  
ニ處ス

**第七十七條** 鑑定人トシテ收用審査會ニ呼出サレ  
タル者虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ  
懲役ニ處ス

**第七十八條** 故ナク鑑定人タルコトヲ拒ミタル者  
又ハ鑑定人ガ故ナク鑑定ヲ爲スコトヲ拒ミタル  
トキハ百圓以下ノ過料ニ處ス

**第七十九條** 鑑定人又ハ第四十三條第二項若ハ第  
五十九條ノ規定ニ依リ呼出ヲ受ケタル者故ナク  
出頭セザルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

**第八十條** 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百

八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

**第十章 訴願及訴訟**

**第八十一條** 收用審査會ノ裁決ニ對シテ不服アル  
者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

收用審査會ノ違法裁決ニ由リ權利ヲ傷害セラレ  
タリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前二項ノ規定ニ依ル訴願訴訟ハ裁決書謄本ノ交  
付ヲ受ケタル日ヨリ二週間ヲ經過シタルトキハ  
之ヲ提起スルコトヲ得ズ

本法ノ規定ニ依リ通常裁判所ニ出訴ヲ許シタル  
事項ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコ  
トヲ得ズ

**第八十二條** 收用審査會ノ裁決中補償金額ノ決定  
ニ對シテ不服アル者ハ通常裁判所ニ出訴スルコ  
トヲ得但シ裁決書謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ  
三箇月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ訴訟ハ收用審査會ニ對シテ之ヲ提起スル  
コトヲ得ズ

**第八十三條** 本法ノ規定ニ依ル訴願訴訟ハ事業ノ

進行及土地ノ收用又ハ使用ヲ停止セズ

附則(略)

# 河川法

明治二十九年四月  
法律第七十一號  
大正四年六月  
法律第四號改正  
昭和二年三月  
法律第三號改正  
昭和九年三月  
法律第二十號改正

- 第一章 總 則
- 第二章 河川ノ管理
- 第三章 河川ノ使用ニ關スル制限
- 第四章 河川ニ關スル費用ノ負擔、土地所有者ノ權理義務並河川ノ管理ヨリ生ズル收入等
- 第五章 監督及強制手續
- 第六章 訴願及訴訟
- 第七章 附 則

## 第一章 總則

**第一條** 此ノ法律ニ於テ河川ト稱スルハ主務大臣ニ於テ公共ノ利害ニ重大ノ關係アリト認定シタル河川ヲ謂フ

**第二條** 河川ノ區域ハ地方行政廳ノ認定スル所ニ依ル

流水河川ノ區域外ニ出デテ永期ニ渉ルベキモノト認ムルトキハ地方行政廳ハ其ノ河川ノ區域ヲ變更スベシ

**第三條** 河川並其ノ敷地若ハ流水ハ私權ノ目的トナルコトヲ得ズ

**第四條** 地方行政廳ニ於テ河川ノ支川若ハ派川ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外總テ河川ニ關スル規程ニ從テ堤防、護岸、水制、河津、曳船道其ノ他流水ニ因リテ生ズル公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却若ハ輕減スル爲ニ設ケタルモノニシテ地方行政廳ニ於テ河川ノ附屬物ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外總テ河川ニ關スル規程ニ從フ

**第五條** 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ流入シ若ハ河川ヨリ分岐スル水流若ハ水面又ハ第一條ノ認定ヲ受ケザル河川ニ準用スルコトヲ得

## 第二章 河川ノ管理

**第六條** 河川ハ地方行政廳ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スベシ但シ主務大臣ガ自ラ河川ニ關スル工事ヲ施行シタルモノニ付必要ト認ムルトキ又ハ他府縣ノ利益ヲ保全スル爲ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ代テ之ヲ管理シ又ハ其ノ維持修繕ヲナスコトヲ得

**第七條** 地方行政廳ハ河川ニ關スル工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス但シ第四十三條ニ依リ通航料徵收ノ許可ヲ得タル者ヲシテ其ノ義務ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ妨ゲズ

**第八條** 河川ニ關スル工事ニシテ利害ノ關係スル所一府縣ノ區域ニ止マラザルトキ又ハ其ノ工事至難ナルトキ若ハ其ノ工費至大ナルトキ又ハ河川ノ全部若ハ一部ニ付キ大體ニ渉ル一定ノ計畫ニ基キテ施行スル改良工事ナルトキハ主務大臣ハ自ラ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ工事ニ因リ特

ニ利益ヲ受ケル公共團體ノ行政廳ニ命ジテ之ヲ施行セシムルコトヲ得

## 第九條

地方行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ管内ノ下級行政廳ヲシテ河川ニ關スル工事ノ一部ヲ施行セシメ又ハ其ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

**第十條** 河川ノ附屬物ニシテ兼ネテ他ノ工作物ノ效用ヲナスモノアルトキハ地方行政廳ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

他ノ工作物ニシテ兼ネテ河川ノ附屬物ノ效用ヲナスモノアルトキハ地方行政廳ニ於テ其ノ工作物ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ得

**第十一條** 他ノ工事ニ因リ河川ニ關スル工事ノ必要ヲ生ジタルトキハ地方行政廳ハ其ノ工事ノ施行者ヲシテ河川ニ關スル工事ヲ施行セシムルコトヲ得

河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生ジタル他ノ工  
事又ハ河川ニ關スル工事ヲ施行スル爲ニ必要ナ  
ル他ノ工事ハ地方行政廳ニ於テ併セテ之ヲ施行  
スルコトヲ得

第十二條 行政廳ハ河川ニ關スル工事ノ請負ヲナ  
スコトヲ得ズ

第十三條 河川ニ關スル工事ノ請負ノ制限ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 地方行政廳ハ其ノ管理ニ屬スル河川ノ  
臺帳ヲ調製シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
臺帳ノ調製、保管、記載事項等ニ關スル規程ハ  
命令ヲ以テ之ヲ定ム

主務大臣ノ認可ヲ經タル臺帳ニ記載セル事項ニ  
關シテハ反對ノ立證ヲ許サズ但シ臺帳調製後其  
ノ事實ノ變更シタルコトヲ證スルヲ妨ゲズ  
第十五條 地方行政廳ニ於テ河川管理ノ爲特ニ吏  
員ヲ置クコトヲ要スルトキハ其ノ定員、給料、  
手當、職務權限並其ノ費用ノ負擔者等ハ命令ヲ  
以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三章 河川ノ使用ニ關スル制限並警察  
第十六條 舟筏ノ通航及流木ニ關スル規程ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 左ニ記載スル工作物ヲ新築、改築若ハ  
除却セムトスル者ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クベ  
シ

一 流水ヲ停滯セシメ若ハ引用シ又ハ流水ノ害  
ヲ豫防スル爲ニ施設スル工作物

二 河川ニ注水スル爲ニ施設スル工作物

三 河川ノ區域内ニ於テ敷地ニ固著シテ施設ス  
ル工作物又ハ河川ニ沿ヒ若ハ河川ヲ横過シ若  
ハ其ノ床下ニ於テ施設スル工作物

第十八條 河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル  
者ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クベシ  
第十九條 流水ノ方向、清潔、分量、幅員若ハ深  
淺又ハ敷地ノ現狀等ニ影響ヲ及ボスノ虞アル工  
事、營業其ノ他ノ行爲ハ命令ヲ以テ之ヲ禁止若  
ハ制限シ又ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クベシムルコ  
トヲ得

第二十條 左ノ場合ニ於テ地方行政廳ハ許可ヲ取  
消シ若ハ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更  
シ又ハ既ニ施設シタル工作物ヲ改築若ハ除却セ  
シメ又ハ原形ノ回復ヲ命ジ又ハ許可セラレタル

事項ニ因リテ生ズル危害ヲ豫防スル爲ニ必要ナ  
ル設備ヲナサシムルコトヲ得

一 工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル管理ノ  
方法公安ヲ害スルノ虞アルトキ

二 河川ノ狀況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタ  
ル事實ニ因リ必要ヲ生ズルトキ

三 河川ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ與ヘ  
タルモノノ外ニ工事、使用若ハ占用ヲ許可ス  
ル爲ニ必要ナルトキ

四 此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規程ニ依リ  
必要ヲ生ズルトキ

五 法律命令ニ違背シタルトキ

六 公益ノ爲必要アルトキ

第二十一條 本章ノ規程ニ依リ與ヘタル許可ニ依  
リテ生ズル權利義務ハ地方行政廳ノ許可ヲ受ク  
ルニ非ザレバ之ヲ他人ニ移スコトヲ得ズ

第二十二條 法律、命令若ハ許可ノ條件ニ違背シ  
タル者ハ行政廳ノ命ズル所ニ從ヒ其ノ違背ニ因  
リテ生ジタル事實ヲ更正シ且其ノ因リテ生ジタル  
損害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ヲナスベシ  
第二十三條 洪水ノ危險切迫ナルトキハ地方行政

廳又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ現場ニ於  
テ直ニ防禦ノ爲ニ必要ナル土地ヲ使用シ土砂、  
竹木其ノ他ノ材料、車馬其ノ他ノ運搬具及器具  
等ヲ使用若ハ徵收シ又ハ其ノ現場ニ在ル者ヲ使  
役シ又ハ家屋其ノ他ノ障害物ヲ破毀スルコトヲ  
得

前項ノ場合ニ於テ地方行政廳又ハ其ノ委任ヲ受  
ケタル官吏ハ其ノ管内ニ於テ夫役ヲ命ジ又ハ下  
級公共團體ニ命ジテ土地、材料、運搬具、器具  
及夫役ヲ供セシメ又ハ市町村長其ノ他ノ市町村  
吏員等ヲ指揮シテ必要ナル處分ヲナサシムルコ  
トヲ得

地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共團體ニ命ジテ  
豫メ洪水防禦ノ爲必要ナル準備ヲナサシムルコ  
トヲ得

第四章 河川ニ關スル費用ノ負擔、  
土地所有者ノ權利義務並  
河川ノ管理ヨリ生ズル收  
入等

第二十四條 河川ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス  
主務大臣ニ於テ第六條但書ニ依リ河川ノ管理若  
ハ其ノ維持修繕ヲナス場合ニ於テハ國庫ニ於テ

其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ負擔スルコトヲ得  
 第一項費用ノ範圍ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル  
 第二十五條 通航料徴收ノ許可ヲ受ケテ施設シタル  
 工作物ノ爲ニ要スル費用ハ其ノ徴收期間許可  
 ヲ受ケタル者ノ負擔トス

第二十六條 河川ノ改良工事ニ要スル豫算費用ニ  
 シテ其ノ府縣内ノ地價總額千分ノ二箇半ヲ超過  
 スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二以内ヲ國庫ヨ  
 リ補助スルコトヲ得但シ地價總額百分ノ二箇半  
 ヲ超過スル部分ニ付テハ其ノ超過額ノ四分ノ三  
 以内ヲ補助スルコトヲ得

前項ニ於テ地價ト稱スルハ其ノ年分地租ヲ徴收  
 スベキ土地ノ一月一日現在地價ヲ謂フ  
 災害ニ因リ必要ヲ生ジタル工事ニ要スル費用ハ  
 第一項ニ依ルノ限ニ在ラズ  
 工事費用精算ノ上豫算ヨリ減ズルコトアルモ既  
 ニ與ヘタル補助金ハ之ヲ還付セシメザルコトヲ  
 得

第二十七條 第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ  
 施行スル場合ニ於テハ府縣ハ前條ノ規程ニ準ジ  
 テ其ノ豫算費用ヲ負擔シ國庫ハ其ノ殘額ヲ負擔

スベシ

前項ノ場合ニ於テ府縣ノ負擔スベキ金額並不足  
 額ノ補充及殘餘金ノ處分等ハ主務大臣之ヲ定ム  
 第二十八條 第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ  
 施行スル場合ニ於テハ府縣ハ其ノ負擔スベキ豫  
 算金額ヲ國庫ニ納付スベシ

第二十九條 地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共團  
 體ヲシテ河川ニ關スル費用ノ一部ヲ負擔セシム  
 ルコトヲ得

第三十條 河川ノ附屬物ニシテ兼テ他ノ工作物  
 ノ放用ヲナスモノアルトキハ其ノ工作物ノ管理  
 者タル行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體若ハ管  
 理者タル私人ヲシテ其ノ附屬物ニ關スル費用ノ  
 全部若ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十一條 營業ノ結果ニ因リ特ニ河川ニ關スル  
 工事ノ必要ヲ生ゼシムルモノアルトキハ其ノ營  
 業者ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコト  
 ヲ得

第三十二條 河川ニ關スル工事ニシテ他ノ工事ニ  
 因リ必要ヲ生ジタルモノナルトキハ其ノ費用ハ  
 工事ノ必要ヲ生ジタル程度ニ於テ其原因タル工

事ノ費用負擔者ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ  
 得

河川ニ關スル工事ニ因リテ必要ヲ生ジタル他ノ  
 工事ノ費用ハ其ノ工事ノ管理者タル行政廳ノ直  
 接ニ管轄スル公共團體若ハ管理者タル私人ノ負  
 擔トス但シ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ關スル  
 費用ノ内ヨリ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ補助ス  
 ルコトヲ妨ゲズ

第三十三條 河川ニ關スル工事ニシテ他ノ府縣若  
 ハ他府縣内ノ公共團體ニ於テ著シク利益ヲ受ク  
 ルモノナルトキ又ハ河川ニ關スル工事若ハ其ノ  
 維持ニシテ主トシテ他府縣内ノ住民ノ河川ノ使  
 用ニ因リ必要ヲ生ズルモノナルトキハ其ノ府縣  
 若ハ其ノ府縣内ノ公共團體ヲシテ其ノ費用ノ一  
 部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十四條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發ス  
 ル命令ニ依リ行政廳ノ命ジタル事項ヲ遵守スル  
 爲ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ  
 除クノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負擔トス  
 第五十二條ニ依リ主務大臣若ハ地方長官ニ於テ  
 義務者ノ履行スベキ事項ヲ自ラ執行シ若ハ第三

者ヲシテ執行セシメタルガ爲ニ要シタル費用ハ  
 其ノ義務者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

第三十五條 公共團體ハ河川ニ關スル工事若ハ費  
 用ノ爲寄附ヲナスコトヲ得

第三十六條 公共團體ハ河川ニ關スル費用ニ付キ  
 私人若ハ其ノ区域内ノ下級公共團體ニ補助ヲナ  
 スコトヲ得

第三十七條 公共團體ハ河川ニ關スル費用ニ付キ  
 利害關係ノ厚薄ヲ標準トシテ其ノ区域内ニ於テ  
 不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得

第三十八條 河川ニ關スル工事ノ爲必要ナルトキ  
 ハ地方行政廳ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ  
 命ジ補償金トシテ時價相當ノ金額ヲ下付シテ其  
 ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具  
 ヲ供給セシムルコトヲ得但シ時價ニ關シテ協議  
 調ハザルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ  
 所在不明ナルトキハ地方行政廳ハ相當ト認ムル  
 金額ヲ供託シテ本條ノ供給ヲナサシムルコトヲ  
 得

第三十九條 河川ニ關スル工事ノ爲メ必要ナルト  
 キハ地方行政廳ハ其ノ堤外地ニ立入り又ハ其ノ

土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得ザルトキハ其ノ土地ニ現在スル建設物其ノ他ノ障害物ヲ除却スルコトヲ得

堤外地ニ非ザル沿岸若ハ沿堤土地ニ關シテハ其ノ地先ニ施行スベキ工事ノ爲必要ナル場合ニ限リ前項ヲ適用スルコトヲ得

前二項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル所有者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ府縣ニ對シ補償金ヲ請求スルコトヲ得

**第四十條** 第二十三條第一項ノ處分ニ因リ著シク損害ヲ受ケタル者アルトキハ地方行政廳ハ其ノ管内ノ市町村、町村組合若ハ水利組合ニ命ジテ其ノ物件ノ價格ヲ補償セシムル事ヲ得其ノ價格ハ行政廳之ヲ定ム

前項補償ノ手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第四十一條** 法律ノ命令若クハ許可認可ノ條件ニ違背シタル工事、設備、使用、占用若クハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スベシ

前項ニ依リ行政廳ニ於テ下付スベキ賠償金ハ其ノ行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體ノ負擔トス

ノ土地ノ缺壞若ハ土砂流出ヲ豫防スル爲又ハ其ノ工作物ノ河川ニ及ボス損害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ノ全部若ハ一部ヲナシ又ハ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ負擔スルノ義務ヲ有ス

**第四十六條** 河川ニ土砂ヲ流出スルノ虞アル土地ノ所有者ハ行政廳ニ於テ其ノ土地ニ竹木芝草ヲ植附ケ若ハ培養シ又ハ其ノ他土砂扞止ノ設備ヲナシ若ハ之ヲ維持スルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ニ依リ植附タル竹木芝草ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ土地所有者ヲシテ收益ノ全部若ハ一部ヲ取得シテ之ヲ培養スルノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得

土砂扞止ノ爲ニ要スル土地ハ行政廳ニ於テ土地收用法ニ依リ之ヲ收用スルコトヲ得

第一項土地ノ區域ハ地方行政廳ニ於テ豫メ之ヲ告示スベシ

**第四十七條** 此ノ法律ヲ以テ定メタルモノノ外尙河川附近ノ土地、家屋若ハ其ノ他ノ工作物ニ關シ河川ノ公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却若ハ輕減スル爲ニ必要ナル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第四十二條** 流水ヲ停滯シ若ハ引用スル爲ノ工作物ノ施設其ノ他河川ノ使用若ハ占用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者、使用者若ハ占用者ヨリ使用料若ハ占用料ヲ徵收スルコトヲ得

本條ノ使用料若ハ占用料其ノ他河川ヨリ生ズル收入ハ府縣ニ歸ス

**第四十三條** 地方行政廳ハ私人若ハ其ノ管内下級公共團體ニ於テ舟筏ノ便ヲ謀ル爲新築若ハ改築工事ヲ施行スル場合ニ限り舟筏ヨリ通航料ヲ徵收スルコトヲ許可スルコトヲ得但シ其ノ年限ハ當初許可シタル時ヨリ三十箇年ヲ超過スルコトヲ得ズ

通航料ノ徵收ヲ停止スベキ場合ニ於ケル補償其ノ他通航料ノ制限等ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第四十四條** 河川敷地ノ公用ヲ廢シタルトキハ地方行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ處分スベシ但シ此ノ法律施行前私人ノ所有權ヲ認メタル證據アルトキハ其ノ私人ニ下付スベシ

**第四十五條** 河川附近ノ土地若ハ工作物ノ所有者ハ命令ノ規程ニ依リ行政廳ノ命ズル所ニ從ヒ其

定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ關スル工事ニ因リ新ニ河川トナルベキ區域若ハ其ノ附近ノ土地ニ之ヲ準用スルコトヲ得

**第五章 監督及強制手續**

**第四十九條** 主務大臣ハ河川ニ關スル行政ヲ監督ス

地方長官ヲシテ第一次ニ於テ監督セシムベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ主務大臣若ハ地方長官ノ認可ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第三十五條** 及**第三十六條**ニ規定シタル事項並此ノ法律ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ニ關シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設ケルコトヲ得

**第五十條** 他ノ府縣若ハ他ノ府縣内ノ公共團體ヲシテ費用ヲ負擔セシムル爲ニ必要ナル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第五十一條** 主務大臣ハ地方行政廳ニ命ジテ河川ニ關スル工事ヲ施行セシメ又ハ河川ノ區域及其ノ附屬物ノ認定若ハ臺帳ノ更正ヲナサシメ其ノ他此ノ法律ニ規定シタル地方行政廳ノ職權ヲ施

行セシムルコトヲ得

第五十二條 義務者ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ履行セズ若ハ之ヲ履行スルモ必要ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ履行ノ方法宜ヲ得ザルトキハ主務大臣若ハ地方長官ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第五十三條 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ主務大臣若ハ地方長官ハ一定ノ期限ヲ示シ若期限内ニ履行セザルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ千圓以内ニ於テ指定シタル過料ニ處スルコトヲ豫告シテ其ノ履行ヲ命ズルコトヲ得

第五十四條 此法律若ハ此法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ納付セシメタル保證金ハ行政廳ニ於テ直ニ其ノ納付ノ目的又ハ過料ニ充用スルコトヲ得

第五十五條 前項保證金ハ他ノ債權ノ爲ニ差押フル事ヲ得ズ  
第五十八條 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ關シテハ命令ヲ以テ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

第六章 訴訟及訴訟

第五十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣若クハ地方行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令若ハ地方行政廳ノ委任ニ依リ下級行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ地方長官ニ訴願シ地方長官ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタリトスル私人若ハ公共團體ハ前條ニ依リ訴願ノ裁決ヲ經タル後行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ主務大臣若ハ地方行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ之ヲ提起スルコト

ヲ除クノ外行政廳ニ於テ國稅滯納處分法ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ費用及過料ニ付キ行政廳ハ國稅ニ次ギ先取特權ヲ有スルモノトス  
此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ公共團體ニ於テ負擔スベキ費用ニ關シテハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外主務大臣若ハ地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ金額ヲ定メテ之ヲ其ノ豫算表ニ掲ゲ其ノ他必要ナル處分ヲ指揮シ直ニ其ノ金額ヲ支出セシムルコトヲ得

第五十六條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ハ行政處分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得  
行政廳ノ許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ關シテモ亦本條及前條ヲ準用ス

第五十七條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ於テ規定シタル事項ニ關シテハ河川視察ノ職務ヲ有スル官吏ヲシテ命令ノ定ムル所ニ從ヒ警察官ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

ヲ得

第六十一條 第四十一條第一項ニ依リ損害賠償ヲ請求スル私人若ハ公共團體ハ損害ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタルヤ否ヤニ付爭アルトキハ前數條ノ手續ニ依リ其ノ違背シタリトノ事實確定シタル後ニ非ザレバ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ前項ノ期間ハ確定ノ日ヨリ起算スルモノトス

第六十二條 第三十八條若ハ第三十九條ニ依リ下付スベキ補償金額ニ對シ不服アルトキハ行政廳ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ六箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ第三十九條ノ場合ニ於テ補償金請求ノ後三箇月以内ニ其ノ金額ノ通知ヲキトキハ其ノ期限經過後六箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第六十三條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シテハ本章ノ規程ニ依リ特ニ許シタル場合ヲ除クノ外訴願若ハ行政訴訟ヲ提起シ又ハ行政廳ニ對シ民事訴訟ヲ提

起スルコトヲ得ズ

第七章 附則

第六十四條 此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ施行スベキ區域及時期ハ主務大臣之ヲ定ム

此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條 河川ノ臺帳ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ二箇年以内ニ之ヲ調製スベシ

第六十六條 北海道ニ付テハ本法中府縣ニ關スル規定ハ道ニ關シ、水利組合ニ關スル規定ハ土功組合ニ關シ之ヲ適用ス

第六十七條 北海道ノ河川中主務大臣ノ指定スルモノニ關シテハ當分ノ内第二十四條第一項及第四十二條第二項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

大正八年四月  
法律第五十八號  
大正十一年三月  
法律第三號改正

道路法

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依リ認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

第二條 左ニ掲グルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

- 一 道路ヲ接續スル橋梁及渡船場
- 二 道路ニ附屬スル溝、竝木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識
- 三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場
- 四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ

第三條 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一號ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ

本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス

第四條 本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ

第五條 本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事ヲ謂フ

第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ズ但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移轉ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルベキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條 道路ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一 國道
- 二 府道
- 三 市道
- 四 町村道

第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

**第十條** 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

- 一 東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線
- 二 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

**第十一條** 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

- 一 府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線
- 二 府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線
- 三 府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 四 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 五 府縣内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 六 府縣内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

- 七 數市町村ヲ連結スル重要ナル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線
- 八 樞要ノ港津又ハ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル國道又ハ府縣道ニ連絡スル路線
- 九 地方開發ノ爲ニ必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スベキ路線

**第十二條** (削除)

**第十三條** 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

**第十四條** 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

**第十五條** 市町村長ハ市町村ノ爲ニ必要アル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタルモノハ町村道ノ路線トス

**第十六條** 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線ガ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第三章 道路ノ管理

**第十七條** 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

**第十八條** 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得

道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ズ

**第十九條** 道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

**第二十條** 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スベシ

主務大臣必要アリト認ムルトキハ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ

**第二十一條** 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ

道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得但シ河川法第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

**第二十二條** 他ノ工事又ハ行爲ノ爲ニ必要ヲ生ジタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

**第二十三條** 前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得

**第二十四條** 管理者ニ非ザル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

**第二十五條** 道路ニ關スル工事ノ爲ニ必要ヲ生ジタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

**第二十六條** 管理者ニ非ザル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得



前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徵收期間内橋梁又ハ渡船場ヲ維持及修繕ヲ爲スベシ

第二十七條 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限り橋梁又ハ渡船場ヲ徵スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ゲザル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得  
國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依ル占用方法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルベキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

第三十條 管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スベシ  
第三十一條 道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第三十二條 道路ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第四章 道路ニ關スル費用及義務  
第三十三條 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス第二十二條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同ジ  
前項ニ規定スルモノヲ除クノ外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負擔ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依ル協議ハザルトキハ主務大臣之ヲ決定ス  
第二十條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ヲシテ其ノ一部

ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同ジ

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生ジタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム  
第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又ハ

道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルベキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之ガ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生ジタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム

第四十二條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

**第四十三條** 道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者ガ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第三十三條第一項ノ主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リテハ國庫、其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

前項ノ費用負擔者ガ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管理者ガ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負擔者之ヲ爲スモノト看做ス

**第四十一條** 規定ニ依ル負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス

**第四十四條** 道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生ズル收益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス但シ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢又ハ渡錢ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス

**第四十五條** 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ

一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入り又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス

**第四十六條** 非常災害ノ爲必要アルトキハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木、其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得

**第四十七條** 前二條ノ規定ニ依ル立入り、使用、使役又ハ收用ニ因リ現ニ生ジタル損害ハ立入り、使用、使役又ハ收用ノ後三月内ニ管理者之ヲ補償スベシ

**第四十八條** 沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ボスベキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スベシ

**第四十九條** 道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同ジ

**第五十條** 沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五章 監督及罰則

**第五十一條** 左ニ掲ゲル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生ズベキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

一 道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三 詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ

四 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五 公益上必要ト認ムルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ主務大臣ガ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ、其

ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

**第五十二條** 左ニ掲ゲル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ、其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クベシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限り命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメザルノ定ヲ爲スコトヲ得

一 國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト

二 道路又ハ沿道ノ區域ヲ定ムルコト

三 道路ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

四 第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ施行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコト

五 第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト

六 第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

七 第二十七條ノ規定ニ依リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコト

八 第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト

九 第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト  
十 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

第五十三條 監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ掲グル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命ジ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 行政執行法第五條及第六條ノ規定竝之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フベキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リテ之ヲ徵收スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第五十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓

以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
一 許可ヲ得ズシテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占用シタル者

二 許可ヲ得ズシテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋錢、渡錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者  
三 道路ノ使用ニ對シ路錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者

四 欺詐ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タル者  
五 正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハザル者  
六 第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及ボスベキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サザル者

第六章 訴願及訴訟

第五十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得  
本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ズ

第五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十九條 第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受ケベキ者同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ補償ニ不服アルトキハ通知後六月内ニ、同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケザル場合ニ於テハ其ノ期間經過後六月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ズ

第七章 雜則

第六十條 本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道廳長官、道廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ區、區長、區役所又ハ區道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支廳、島ニ付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス

第六十一條 北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及

路線ノ認定竝第三十三條乃至第三十六條、第四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ歸セザルモノト看做ス

第六十三條 左ニ掲グル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セズ

- 一 明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ關スル件
- 二 明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府縣會規則地方稅規則施行順序ニ關スル件第十項
- 三 明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋

- 梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件
- 四 陸地測量標條例第二條
- 五 水路測量標條例第二條
- 六 電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條
- 七 軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條
- 八 河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條
- 九 砂防法第八條及第十六條
- 十 私設鐵道法第四十二條
- 十一 輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條
- 十二 電氣事業法第九條
- 十三 大正三年法律第三十七號

附則(略)

### 電氣瓦斯稅法

昭和十七年二月二十一日  
法律第五十八號

- 第一條 左ニ掲グル電氣又ハ瓦斯ニハ其ノ使用者ニ對シ本法ニ依リ電氣瓦斯稅ヲ課ス
- 一 住宅ノ用ニ使用スルモノ
- 二 旅館業、料理店業、席貸業其ノ他此等ニ類スル營業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノ
- 三 劇場、映畫館、演藝場、觀物場(相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ開催スル場所ヲ含ム)其ノ他一定ノ催物又ハ設備ヲ爲シ公衆ノ觀覽又ハ遊戯ニ供スル場所ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノ
- 四 撞球場、麻雀場其ノ他命令ヲ以テ定ムル遊技場ノ用ニ使用スルモノ
- 五 俱樂部、會館其ノ他名稱ノ何タルヲ問ハズ會員其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ親睦ヲ圖リ

附錄 電氣瓦斯稅法

八九九

又ハ其ノ慰安若ハ娛樂ノ用ニ供スル場所ノ用ニ使用スルモノ

- 六 前各號ノ外照明ノ用又ハ命令ヲ以テ定ムル機械、器具若ハ裝置ノ用ニ使用スルモノ
- 第二條 共同住宅又ハ貸事務所ノ經營者其ノ他家屋ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ貸付スル者ガ電氣事業者又ハ瓦斯事業者ヨリ供給ヲ受クル電氣又ハ瓦斯ヲ家屋ノ借主ニ使用セシムルトキハ其ノ電氣又ハ瓦斯ハ之ヲ其ノ借主ガ使用スル用途ニ當該貸主ガ使用スルモノト看做ス
- 電氣事業者ガ料金ヲ領收セズシテ他人ニ電氣ヲ使用セシムルトキ又ハ瓦斯事業者ガ料金ヲ領收セズシテ他人ニ瓦斯ヲ使用セシムルトキハ其ノ電氣又ハ瓦斯ハ之ヲ其ノ他人ガ使用スル用途ニ當該電氣事業者又ハ瓦斯事業者ガ使用スルモノト看做ス
- 電氣事業者ニ非ザル者ガ自ラ發電スル電氣ヲ電氣事業者ニ非ザル者ニ使用セシムルトキハ其ノ電氣ハ之ヲ其ノ電氣事業者ニ非ザル者ガ使用スル用途ニ當該發電者ガ使用スルモノト看做ス
- 第三條 組合又ハ共同事業ニ依リ組合員又ハ共同

事業者ニ對シ電氣ヲ供給スル事業又ハ瓦斯ヲ導管ニ依リ供給スル事業ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ電氣事業又ハ瓦斯事業ト看做ス但シ組合員又ハ共同事業者ヨリ料金ヲ領收セザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 左ニ掲グル者ニハ電氣瓦斯稅ヲ課セズ  
一 國、北海道、府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體  
二 神社及法人タル宗教團體

第五條 左ニ掲グル電氣又ハ瓦斯ニハ電氣瓦斯稅ヲ課セズ  
一 農業（畜産業、養蠶業及林業ヲ含ム）、水産業、鑛業（砂鑛業及土石採取業ヲ含ム）、工業（土木建築業、電氣供給業、瓦斯供給業及水道業ヲ含ム）、交通業又ハ倉庫業ヲ營ム者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ノ用ニ使用スルモノ

二 私立ノ幼稚園又ハ學校ガ保育又ハ教育ノ用ニ使用スルモノ  
三 公衆ノ用ニ使用スルモノ  
四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ使用スルモノ

一 同一ノ需用場所ニ於テ使用スル電氣ノ料金が一月三圓ニ滿タザルトキ  
二 同一ノ需用場所ニ於ケル定額制ニ依ル電燈又ハラヂオノ取付數ガ四個以下ニシテ其ノ總燭光數又ハ其ノ總容量ガ命令ヲ以テ定ムル燭光數又ハ容量以下ナルトキ  
但シ定額制ニ依ル電燈又ハラヂオ以外ノ用途ニ電氣ヲ使用スル場合又ハ此ノ限ニ在ラズ

三 同一ノ場所ニ於テ使用スル發電機ノ出力ガ十分ノ三キロワットニ滿タザルトキ  
四 同一ノ需用場所ニ於テ使用スル瓦斯ノ料金が一月三圓ニ滿タザルトキ  
五 同一ノ需用場所ニ於ケル瓦斯器具取付用ノカラン又ハコックノ孔口數ガ二個以下ニシテ其ノ口徑ガ各八分ノ三吋以下ナル場合ニ於テ瓦斯ヲ專ラ住宅ノ炊事用ニ使用スルトキ  
但シ命令ヲ以テ定ムル器具ニ依リ瓦斯ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

料金が一月ニ滿タザル期間又ハ一月ヲ超ユル期間ニ依リ支拂ハルル場合ニ於ケル一月ノ料金ノ算定ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 電氣瓦斯稅ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス

一 電氣事業者又ハ瓦斯事業者ニ非ザル者ガ電氣事業又ハ瓦斯事業ヨリ供給ヲ受クル電氣又ハ瓦斯ヲ使用スル場合  
料金ノ百分ノ十

二 電氣事業者ガ電氣ヲ使用スル場合又ハ瓦斯事業者ガ瓦斯ヲ使用スル場合  
其ノ使用スル電氣又ハ瓦斯ニ對シ通常支拂ベキ料金ノ百分ノ十

三 電氣事業者ニ非ザルモノガ自ラ發電スル電氣ヲ使用スル場合  
發電機ノ出力一キロワット又ハ其ノ端數ニ付 毎年十二圓

前項ノ料金又ハ出力ノ算定ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ニ於テ料金トハ電氣料、瓦斯料、基料其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ電氣又ハ瓦斯ノ使用ニ付電氣事業者又ハ瓦斯事業者ニ支拂フベキ金額ヲ謂フ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ電氣瓦斯稅ヲ課セズ  
第九條 電氣事業者又ハ瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ電氣又ハ瓦斯ノ使用量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ  
電氣事業者ニ非ザル者ニシテ自ラ發電スル電氣ヲ使用スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發電機ノ出力ヲ記載シタル申告書ヲ毎年一月末日迄ニ政府ニ提出スベシ  
申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第十條 第六條第一項第一號ニ該當スル場合ノ電氣瓦斯稅ハ電氣事業者又ハ瓦斯事業者料金額收ノ際之ヲ徵收シ翌月末日迄ニ政府ニ納ムベシ  
第六條第一項第二號ニ該當スル場合ノ電氣瓦斯稅ハ電氣事業者又ハ瓦斯事業者毎月使用シタル電氣又ハ瓦斯ニ對スル分ヲ翌月末日迄ニ政府ニ納ムベシ  
第六條第一項第三號ニ該當スル場合ノ電氣瓦斯稅ハ其ノ年分ヲ電氣事業者ニ非ザル者ニシテ自ラ發電スル電氣ヲ使用スルモノノ毎年二月末日迄

ニ政府ニ納ムベシ

第十一條 電氣事業者又ハ瓦斯事業者料金を領收

セザル爲命令ヲ以テ定ムル期間内ニ電氣瓦斯税

ヲ徵收セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ

政府ニ申告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ電氣瓦斯税ハ政府ニ於テ之

ヲ徵收ス

第十二條 本法ノ適用ニ付テハ被相續人ノ使用シ

タル電氣又ハ瓦斯ハ之ヲ相續人ノ使用シタルモ

ノト看做シ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ使用

シタル電氣又ハ瓦斯ハ之ヲ合併後存續スル法人

又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ使用シタル

モノト看做ス

第十三條 電氣事業又ハ瓦斯事業ノ許可ヲ受ケタ

ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申

告スベシ其ノ事業ヲ廢止シタルトキ亦同ジ

第十四條 電氣事業者又ハ瓦斯事業者ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記

載スベシ

電氣事業者又ハ瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ

依リ其ノ業務ニ關スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第十五條 第十條第一項ノ規定ニ依リ徵收スベキ

電氣瓦斯税ヲ徵收セザルトキ又ハ其ノ徵收シタ

ル税金ヲ納付セザルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ

之ヲ其ノ徵收義務者ヨリ徵收ス

第十六條 收稅官吏ハ調査上必要アルトキハ電氣

事業者又ハ瓦斯事業者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ其

ノ業務ニ關スル帳簿書類ヲ檢査スルコトヲ得

收稅官吏ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又

ハ納稅義務アリト認ムル者ニ對シ質問ヲ爲シ又

ハ電氣事業者ニ非ザル者ニシテ自ラ發電スル電

氣ヲ使用スルモノノ發電機ヲ檢査スルコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下

ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十四條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ

怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者

二 第十一條第一項又ハ第十四條第二項ノ規定

ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 前條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答

辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職

務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十八條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ電氣瓦斯

税ヲ遁脱シタル者ハ其ノ遁脱シタル税金ノ三倍

ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ

徵收ス但シ自首シ又ハ稅務署長ニ申出デタル者

ハ其ノ罰ヲ問ハズ

第十九條 前條ノ罰ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十

八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、

第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及

第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第六條

第二項ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スル場合ノ

電氣瓦斯税ハ本法施行後使用スル電氣又ハ瓦斯ニ

對スル分ヨリ之ヲ徵收ス

昭和十七年ニ限リ第六條第一項第三號中十二圓ト

アルハ九圓、第九條第二項中毎年一月末日迄トア

ルハ本法施行後一月以内、第十條第三項中毎年二

月末日迄トアルハ五月末日迄トス

本法施行前ヨリ引續キ電氣事業又ハ瓦斯事業ヲ營

ム者ハ本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告

スベシ

昭和十四年六月二十四日  
昭和十四年八月二十八日  
昭和十五年七月十八日  
昭和十七年七月十八日

印發行  
再發版  
三改  
版第  
版四  
版行  
刷

不許  
複製

電氣應編纂  
電氣事業法規

定價 參圓八拾錢

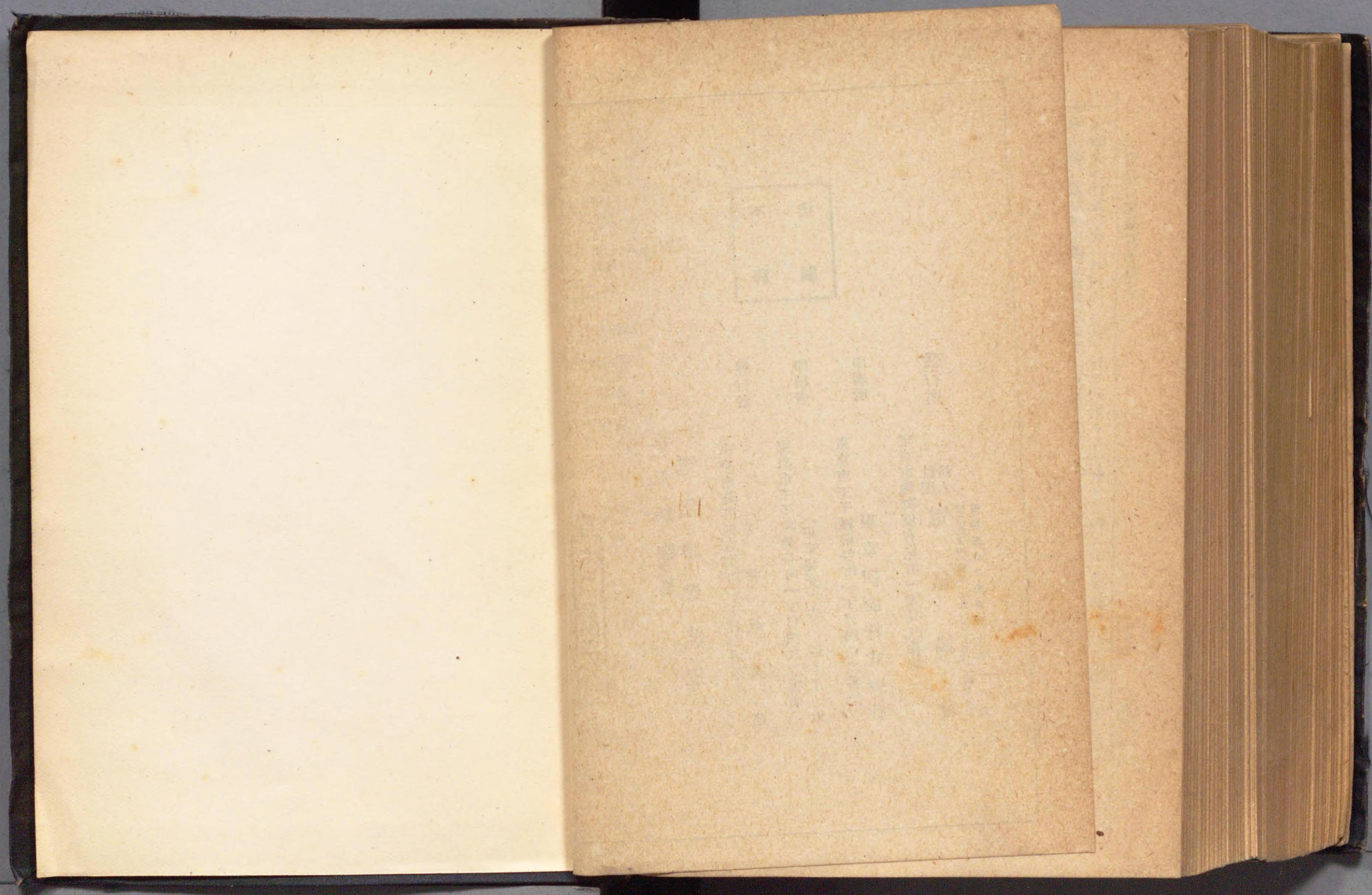
發行者 東京市麴町區有樂町一丁目三番地 玉井英次郎

印刷者 東京市王子區神谷町一丁目四八二番地 (東東四四三) 吉田了太

印刷所 東京市王子區神谷町一丁目四八二番地 東京印刷株式會社

發行所 東京市麴町區有樂町一丁目三番地 社團法人 電氣協會

電話丸ノ内(23)二七八〇・二七八一・二七八二  
振替貯金口座東京一六一六六





569  
413

